

宮津市公共施設再編方針書

令和 2 年 9 月

宮 津 市



はじめに

私は、自治体経営とは、「将来住民の選択肢を奪うことなく、現在住民のニーズに対応するため、限られた資産を有効に活用し、住民福祉の増進を図ること」だと考えております。

本市の公共施設は、本再編方針書の中で示しているとおおり、人口減少が進む中、人口・財政規模に見合った施設再編を進めてこなかったことから、一人当たりの床面積が全国平均の2倍超と府内15市で最大値となっているとともに、昭和50年頃から平成10年頃の間はその多くが整備され老朽化が進んでいることから、今後一斉に更新等の時期を迎え、それらに多額の財政負担が見込まれ、人口・財政規模に見合ったスリム化、施設総量の削減が急務となっております。

こうした事態を回避するために、公共施設マネジメントは、市全体の公共施設を総合的にマネジメントし、「管理するもの」「廃止するもの」に分けて再編を行うもので、本市の中でプライオリティー（優先順位）を置き、市民の皆様と一緒に、不退転の覚悟で取り組んでいかなければならないと考えております。

そこに住む人たちが自ら動き、改善していくまちは住みやすくなり、豊かになっていきますが、これまでどおりの行政まかせの地域は衰退していく一方ではないかという危機感をもっております。

公共施設の維持・管理についても同じであり、地域と行政が力を合わせ、互いに意見・議論を交わし、役割分担をしながら、新たな連携・協力の仕組みをつくっていく必要があると考えております。

一番に守るべきは、市民の安全・安心であり、目指すべきは健全な財政を維持し、次代を担う子どもや若者へ過大な負担を残さないことでもあります。

老朽化し安全性を確保できない施設を取り壊したり、利用頻度が低い施設を休止するなど、ご利用いただいている市民の皆様にはご不便をおかけすることもあるとは思いますが、市民の皆様に丁寧な議論を尽くすとともに、必要な活性化策や代替策を合わせて行うことにより、できる限り皆様のご不便や負担感の軽減を図りながら、公共施設マネジメントを進めてまいりたいと考えております。

今年度中には、この再編方針に基づき、維持すべき施設についての投資内容、金額、時期等を定める「宮津市公共施設個別施設計画（投資計画）」を定めることとし、計画に沿った公共施設の適正管理を行う一歩としてまいります。

令和2年9月

宮津市長 城崎 雅文

目次

I. 公共施設再編する背景	1
1. 国のインフラ長寿命化対策等	1
2. 減少する本市の人口と少子高齢化の進展	3
3. 本市の一人当たりの公共建築物延床面積が過大	4
4. 本市の厳しい財政状況	6
II. 公共施設の再編方針書	9
1. 目的	9
2. 再編方針の位置づけ	9
3. 計画期間	9
4. 計画の対象施設	10
5. 再編上の課題	11
III. 施設再編の5つの視点と検討手法	12
1. 施設再編の5つの視点	12
(1) サービスの選択と集中（市民サービスの維持・確保）	12
(2) 施設の適正管理（老朽化施設・旧耐震基準建物の再編並びに更新・大規模修繕）	12
(3) 遊休施設及び再編に伴い不要となる施設の譲渡等	13
(4) 受益者負担の原則化	13
(5) 優先順位に沿った迅速な実施	13
2. 施設再編の検討手法	15
(1) 検討フロー	15
(2) 検討フローの評価基準	15
IV. 施設再編の方針	18
1. 再編方針	18
(1) 地域コミュニティ施設	18
(2) 学校教育施設及び子育て支援施設	21
(3) 市民文化系施設	23
(4) スポーツ施設	26
(5) 観光関連施設	27
(6) 産業系施設	29
(7) 市営住宅	30
(8) 保健・福祉系施設	31

(9) その他公共施設	32
① 庁舎関係	32
② 地区連絡所	34
③ 公共交通関係	35
④ 生活衛生関係	36
⑤ 公衆便所	37
⑥ 公園関係	39
⑦ 消防関係	40
⑧ 遊休施設	42
(10) 児童遊園	47
V. 施設再編の効果	49
1. 10年間の再編パターンの試算結果による効果	50
2. 30年間の再編パターンの試算結果による効果	52
VI. 今後の取組について	54
1. 推進体制	54
(1) 全庁的な体制	54
(2) 庁内の役割分担	54
(3) 第三者検討会議による推進体制	54
2. 再編に係る事業計画情報等の共有化	54
3. 課題共有と公共施設マネジメントへの理解の醸成	55
4. 公共施設マネジメント	55
5. PDCAサイクルによる進行管理	55
宮津市公共施設再編方針書策定経過	56

I. 公共施設再編する背景

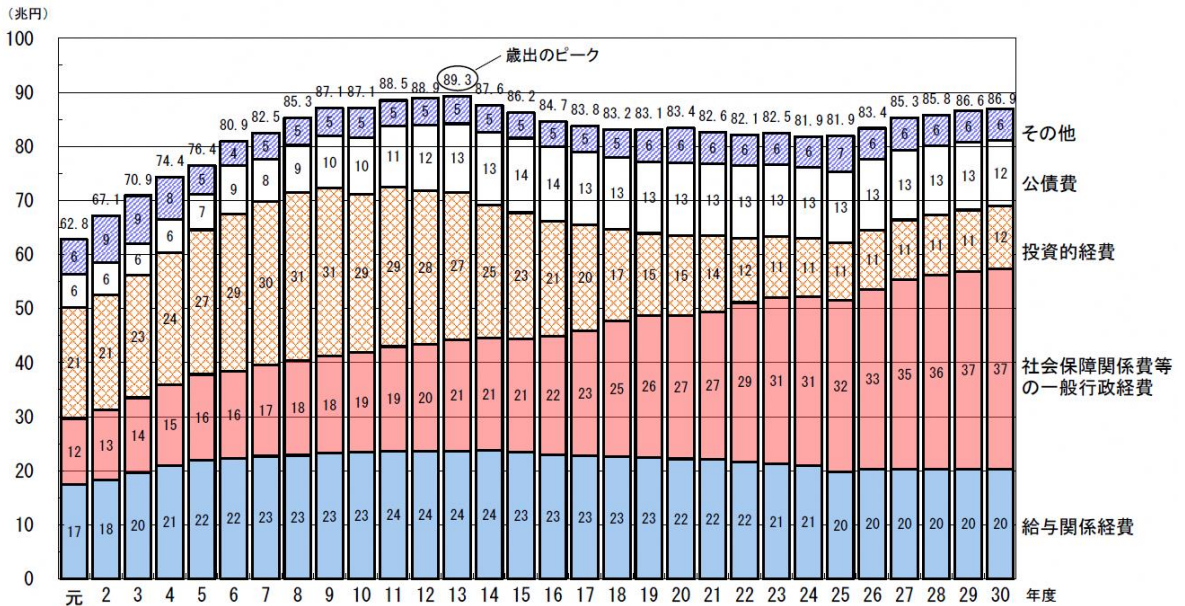
1. 国のインフラ長寿命化対策等

- 国の地方財政計画における歳出の推移において、高齢化の進行等により社会保障関係費が増加する一方で、投資的経費等が減少している。〈図1〉
- 国のインフラ長寿命化基本計画（H25.11策定）において「国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業（メンテナンス産業）の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に、インフラ長寿命化基本計画を策定し、**国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進する。**」としている。〈図2〉
- その中で、地方公共団体には、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な方向性を明らかにする公共施設等総合管理計画（H28.3策定）と**個別施設毎の具体の対応方針を定める個別施設計画（R2年度頃まで）の策定**を求められている。
- また、第30次地方制度調査会の答申を踏まえた国の研究会では、「市町村が単独であらゆる公共施設を揃えるといった『フルセットの行政』から**脱却し、市町村間における新たな広域連携を推進**することで、市町村が基礎自治体としての役割を持続可能な形で果たしていけるようにすることが必要。」とされている。
- そうした中、本市においても、人口や税収が減少する中、単独であらゆる公共施設を維持する「フルセット行政」は困難となっている。自動車など交通機関が発達する中、交通弱者等に配慮しながら、近隣市町とも連携し、効率的な行政運営を行うとともに、市内における旧村単位のフルセット行政についても見直していく必要がある。

<図 1>

地方財政計画の歳出の推移

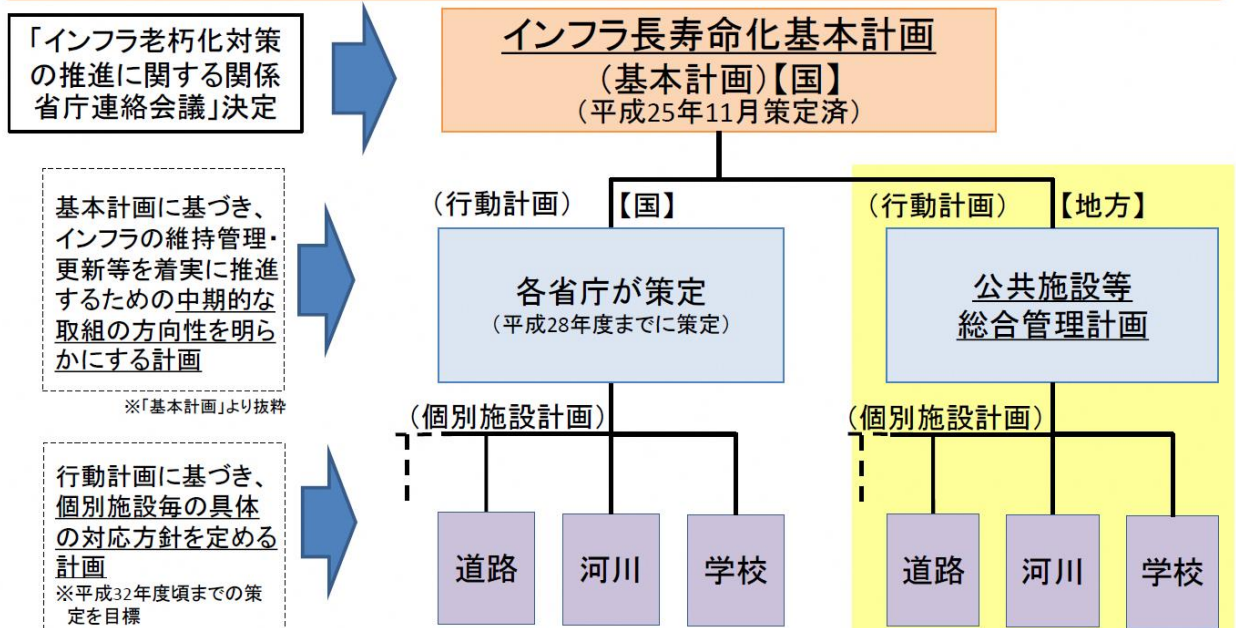
近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。



<出典>総務省公共施設等総合管理計画の更なる推進に向けた説明会に係る配布資料（H30.4.23開催）抜粋

<図 2>

インフラ長寿命化計画の体系

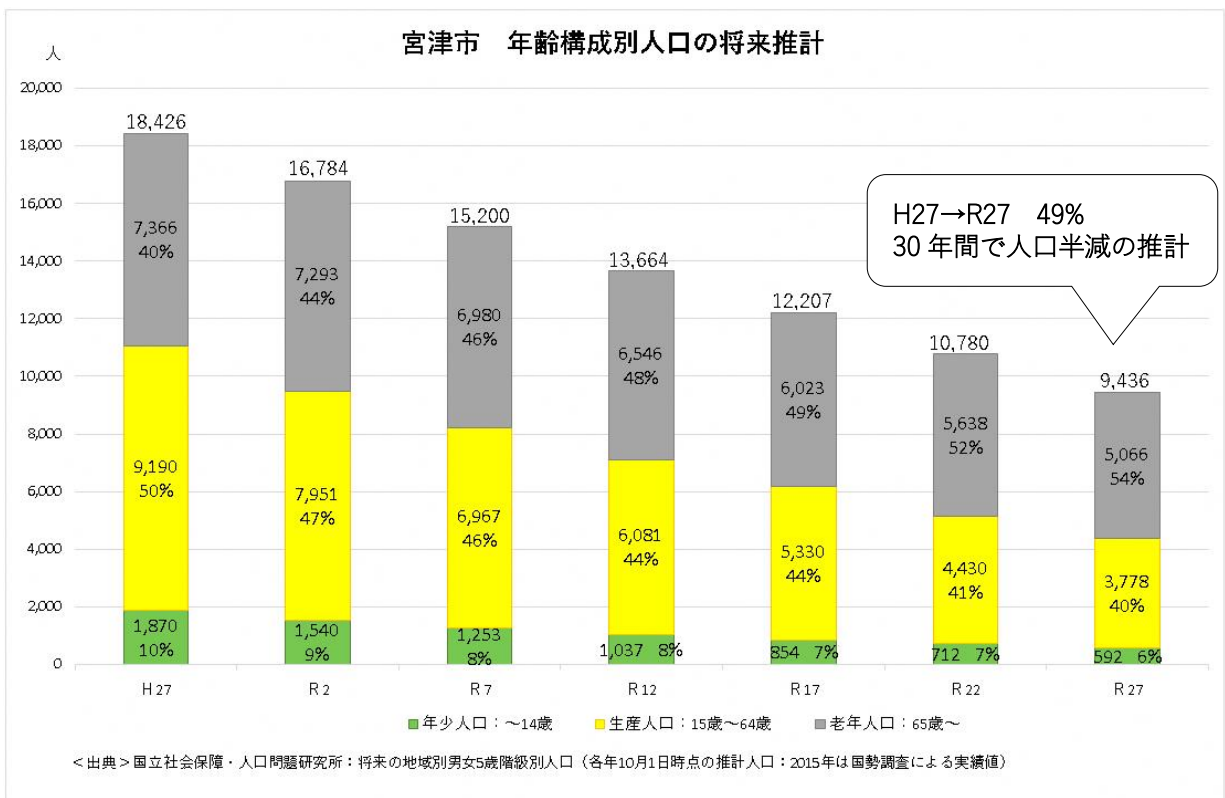


<出典>総務省公共施設等総合管理計画の更なる推進に向けた説明会に係る配布資料（H30.4.23開催）抜粋

2. 減少する本市の人口と少子高齢化の進展

- 本市の人口は、国勢調査では市制施行(昭和29年)直後の**昭和30年には36,200人**であったが、その後一貫して減少を続けており、**平成27年には18,426人**となった。60年間で人口がほぼ半減しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口では**令和27年には、さらに半減し9,436人まで減少**すると見込まれている。〈図3〉
- また、宮津市の高齢化率(65歳以上の老年人口の割合)は、平成27年で約40%であり、国(約27%)・京都府(約28%)の平均を上回り高齢化が進展している。令和27年には、さらに約54%まで上昇すると見込まれている。
- このため、既存の公共施設の利用率が低下し、**公共施設の担うべき役割・機能を少子高齢化社会に応じたものに変えていくことが必要**である。

〈図3〉



3. 本市の一人当たりの公共建築物延床面積が過大

本市の公共建築物は、224 施設、延床面積で約 14.1 万㎡となる。

行政財産の施設分類別の内訳でみると、最も延床面積が大きいのはその他施設が約 3.7 万㎡（全体の 26%）で、これは遊休施設（約 1.5 万㎡）を含むためである。以下、学校教育施設及び子育て支援施設の約 3.6 万㎡（全体の 25%）で、市営住宅が約 2.3 万㎡（全体の 16%）、観光関連施設が約 1.5 万㎡（全体の 11%）となっている。〈図 4〉

■建築年度別施設数の状況を見ると、昭和 50 年過ぎから平成 10 年前後を中心に多くの施設が整備されており、**築 30 年以上経った施設が 58%**を占めるなど老朽化が著しく、また、昭和 56 年以前の**旧耐震基準の施設も 34%**存在している。今後、老朽化が進み一斉に大規模改修、建替え等が必要となる時期を迎え、多額の財政負担が想定される。更新できなければ安全性の確保が困難となる。〈図 5〉

■**本市の一人当たりの公共建築物延床面積は 8.7 ㎡**で、一人当たりの地方税収が平均以下であるにも関わらず、**全国平均の 3.82 ㎡、府内市町村の 3.56 ㎡と比較して 2 倍超**と、府内 15 市で最大値となっている。〈図 6〉

■施設区分別では、**その他施設の延床面積が 3.56 ㎡**で、**全国平均の 1.12、府内市町村平均の 0.89 に比べて突出**しており、宮津会館、みやづ歴史の館、観光交流センター立体駐車場、市民体育館、清掃工場、廃校となった学校施設等の大規模施設が含まれている。〈図 7〉

■人口がピーク時期からほぼ半減したことなどから、一人当たりの延床面積が過大となっており、財政規模に合ったスリム化、**施設総量の削減は急務**である。

〈図 4〉

【公共建築物の状況】

施設分類	施設数	延床面積 (㎡)
地域コミュニティ施設	21	9,240
学校教育施設及び子育て支援施設	16	35,820
市民文化系施設	5	7,409
スポーツ施設	5	6,397
観光関連施設	10	15,496
産業系施設	13	1,621
市営住宅	23	22,603
保健・福祉施設	15	5,590
その他公共施設	116	36,881
合計	224	141,057

〈図 5〉

【老朽化の状況（建築後の経過年数）】

経過年	施設数	割合(%)
60 年以上	25	11
30～59 年	105	47
29 年以下	94	42
施設全体	224	100

【耐震化の状況】

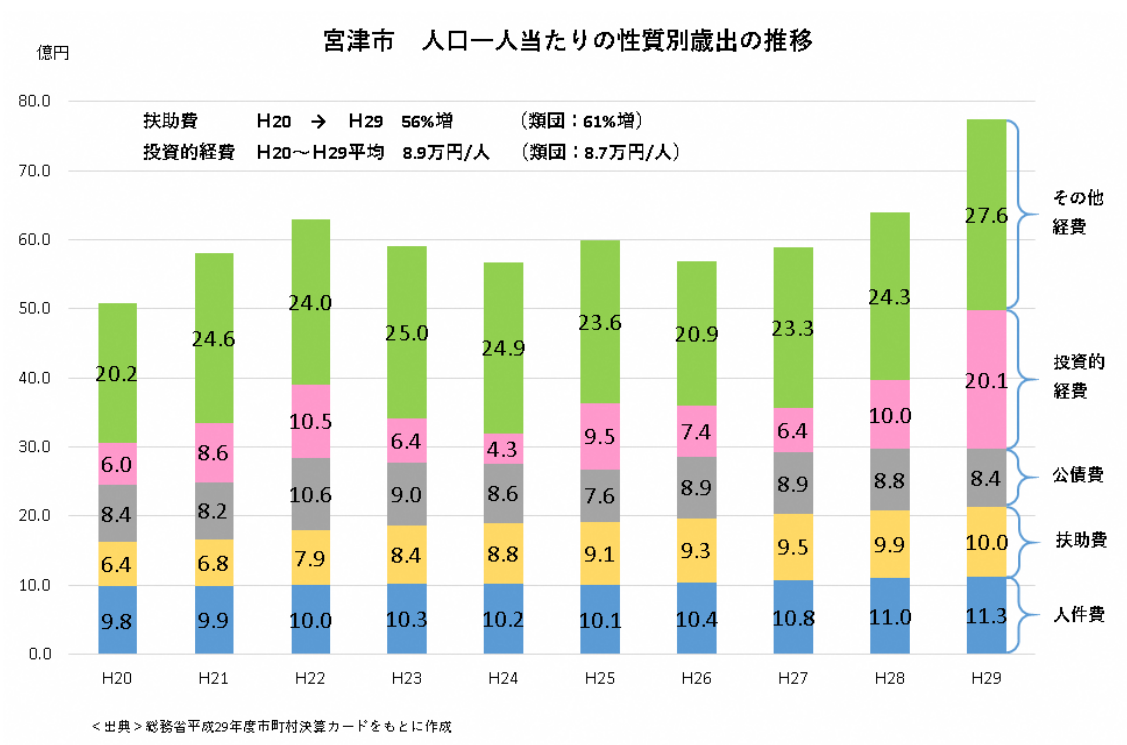
基準	施設数	割合(%)
旧耐震基準 (昭和 56 年 5 月以前で耐震化改修無)	77	34
新耐震基準 (昭和 56 年 6 月以降又は耐震改修有)	147	66
施設全体	224	100

※公園に係る便所等の建築物については、「その他公共施設」の施設数、延床面積に含めている。

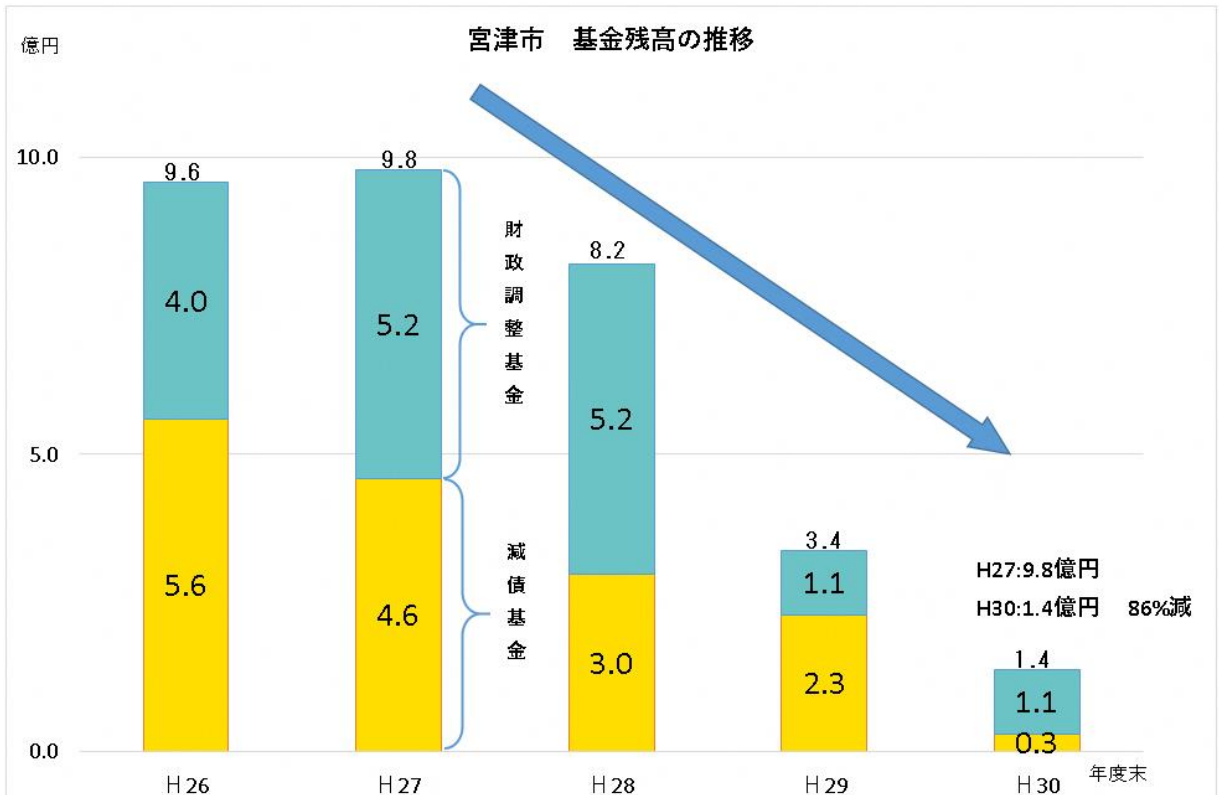
4. 本市の厳しい財政状況

- 本市の過去10年間の性質別歳出の推移を見ると、**高齢化の進展に伴い扶助費が約56%増**となっており、今後も人口に占める高齢者の割合が増加する見込みであることから、投資的経費を縮減していくことが必要である。〈図8〉
- 本市の**財政調整基金と減債基金の合計残高は、平成27年度末に約9.8億円であったものが、生活関連基盤の整備、平成30年7月豪雨等の災害復旧経費等の影響により、平成30年度末で約1.4億円に減少**しており、災害等の不測の事態に備える資金が枯渇している状況である。また、**地方債残高（一般会計のみ）は、平成28年度末に約125.4億円であったものが、平成30年度末で約152.4億円に増加**している。〈図9〉〈図10〉
- その他、人口減少等による市税等の基幹的収入の減少、歳出面では人件費や繰出金及び喫緊の生活関連基盤の整備等による公債費が多額になっていること等から極めて厳しい財政状況である。〈図8〉
- そうした中で、平成30年秋に公表した**今後5年間の財政見通しにおいては、約40.9億円の財源不足**が見込まれる危機的な状況となった。これを、令和元年度から5年度までの5年間で解消すべく、財政健全化の取り組みを行っており、その中で、公共施設マネジメントを重点的な取組として実施し、有利な財源を取り入れながら施設総量を削減し、維持管理費用や更新費用等を抑制していく必要がある。〈図11〉
- 公共施設の適正な維持管理や計画的な修繕・更新を行ってこなかったこと、財政状況の悪化を招いたことは深く受け止めて、今後は、この様なことの無いよう公共施設マネジメントにしっかりと取り組む。

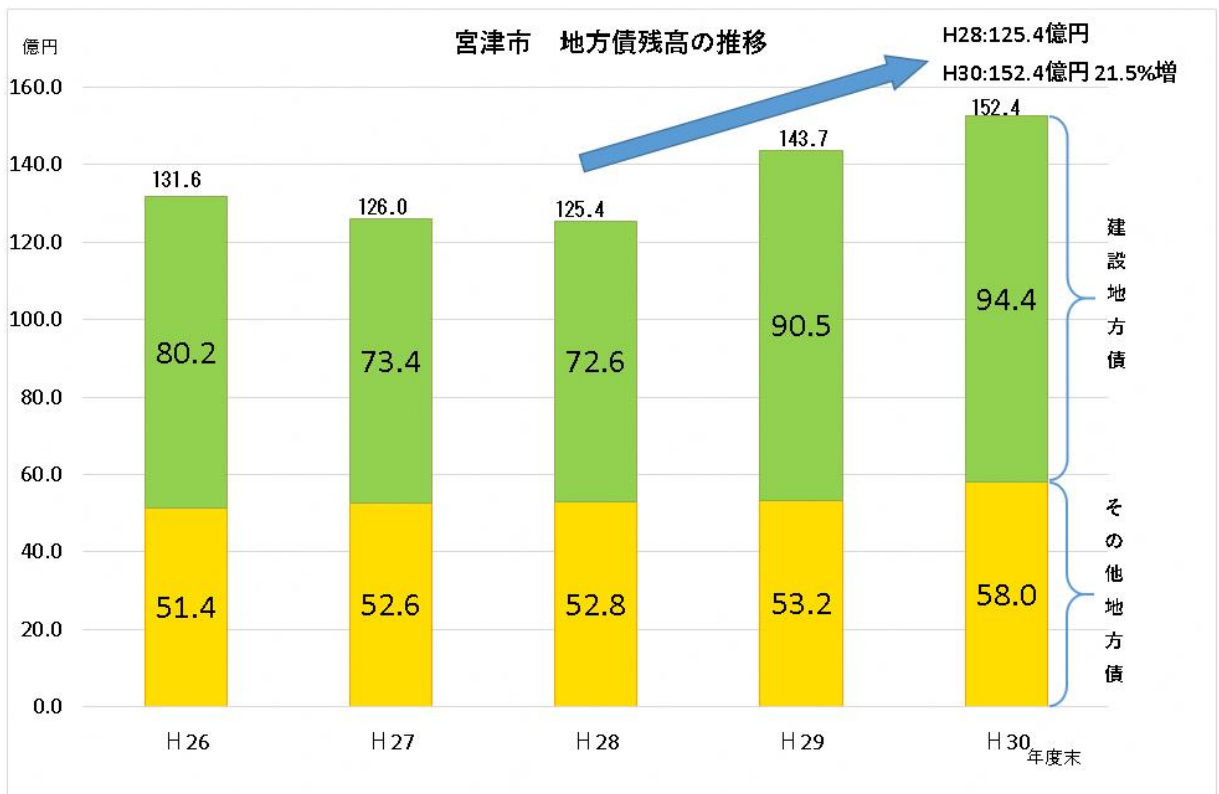
〈図8〉



<図 9>



<図 10>



< 図 11 >

財政健全化に向けた取組み
【H31～H35収支不足見込額累計40億94百万円の解消に向けて】

平成31年2月25日

1. 市役所内部の改革	
(1) 職員定数・給与等の見直し	▲853.5百万円
(2) 内部事務の見直し	▲364.5百万円
(3) 施設管理の見直し	▲344.1百万円
2. 事務事業の改革	
(1) 補助金・負担金の見直し	▲140.8百万円
(2) 事業の見直し	▲203.3百万円
(3) 公債費の見直し	▲67.1百万円
3. 収入の改革	
(1) 市税収入等の確保	▲429.0百万円
(2) 受益者負担の見直し(使用料等)	▲93.4百万円
(3) その他の収入確保策	▲149.8百万円
4. 準公営企業の経営改革	
(1) 下水道事業の改革	▲211.1百万円
5. その他	
(1) 制度改正に伴うもの等	▲1,245.6百万円

一般財源削減効果(5年間累計)

▲4,102.2百万円

(3) 施設管理の見直し ▲344.1百万円

○高圧受電施設の電気料金の見直し ▲81.9百万円
・特定割引の適用

○指定管理制度導入施設の見直し(指定管理委託料の削減) ▲82.5百万円

市民実践活動施設指定管理料	【宮津会館、宮津運動公園、宮津市民体育館、みやづ歴史の館、宮津市中央公民館】管理経費削減、宮津会館はH33以降の閉鎖を検討	▲57.0百万円
宮津市B&G海洋センター指定管理料	【宮津市B&G海洋センター】管理費削減	▲1.5百万円
観光施設指定管理料	【宮津市天橋立ユース・ホステル】廃止	-
世屋高原家族旅行村指定管理料	【世屋高原家族旅行村】管理費削減、H33以降の閉鎖検討	▲22.0百万円
水産業施設指定管理料	【宮津市海洋つり場】管理費削減	▲2.0百万円

○その他施設管理の見直し ▲179.6百万円

財産管理事業	・管理費削減(福祉・教育総合プラザ)	▲61.3百万円
海水浴場管理運営事業	・管理費削減(運営日数の減等による委託料の減)	▲4.1百万円
市営駐車場管理運営事業	・管理費削減(天橋立駐車場:運営日数の減等による委託料の減、H33以降機械化による無人運営を検討)	▲7.6百万円
清掃専務事業	・管理費削減(公衆トイレ設置数の減)	▲1.7百万円
児童遊園管理事業	・管理費削減(児童遊園の廃止、遊具更新等の厳選)	▲2.9百万円
農業専務事業	・管理費削減(安寿荘)	▲0.7百万円
商工専務事業	・管理費削減(ふるさと産品開発事業)	▲1.7百万円
林業専務事業	・管理費削減(由良もみじ公園トイレ閉鎖等)	▲2.7百万円
保育所運営事業 幼稚園管理・教育振興事業	・管理費削減(公立保育所・幼稚園の認定こども園への移行等検討)	▲60.0百万円
その他	・市営住宅等施設修繕料の削減、庁舎管理経費の削減など	▲37.1百万円

Ⅱ. 公共施設の再編方針書

1. 目的

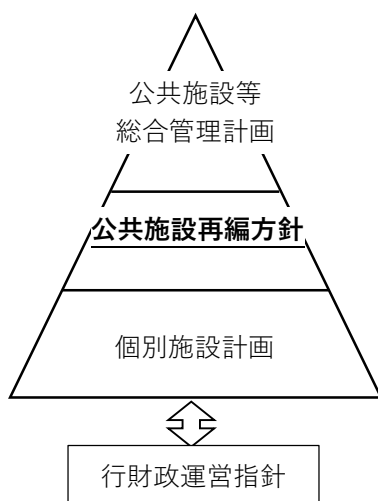
平成 28 年 3 月に策定した「宮津市公共施設等総合計画」（以下「総合管理計画」という。）に基づき、必要な行政サービスを継続し、持続可能な地域、まちづくりを進めていくため、個別具体の施設について再編方針（継続使用、用途転用、集約化、休止、廃止、譲渡、貸付、除却）を取りまとめる。再編方針は、本市の背景を踏まえ、子どもや若者へ過大な修繕・更新費の将来負担を残さないため、サービスの選択と集中等による公共施設の最適配置等を進めることにより、財政負担の軽減・平準化を行うもの。

2. 再編方針の位置づけ

再編方針は、限られた財源の中で、効果的・効率的に行政サービスを継続するための「公共施設全体の統一的な考え方に基づく方針」として位置づける。

個別施設の再編に当たっては、本再編方針に基づき、それぞれの施設所管部局が地元や関係者と話し合いを持ち、合意形成に努めながら進める。

【公共施設マネジメントの体系】



- ・『公共施設等総合管理計画』：市の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を示す計画（平成 28 年 3 月策定）
- ・『公共施設再編方針』：総合管理計画に基づき、効果的な公共施設（建築物）の再編を進めるための方針を示すもの（令和 2 年 9 月策定）
- ・『個別施設計画』：総合管理計画、再編方針を踏まえ、個別施設（建築物）ごとの長寿命化及び計画的な維持保全等を定める計画（令和 2 年度予定）
- ・市の「行財政運営指針」に反映し、財政的な計画に基づき実施する。

3. 計画期間

今後の市政のあり方及び行財政のあり方を定める次期の宮津市総合計画及び宮津市行財政運営指針との整合性を図るため「令和 2 年度～令和 12 年度」を再編方針の期間とする。ただし、長期的な視点での検討が必要になるため策定過程では 10 年先を想定しつつ「財政再建化に向けた取組」（令和元年度～令和 5 年度）に掲げた施設の再編を先行して実施する。

4. 計画の対象施設

本書で対象とする公共施設は、本市が保有している公共施設のうち公共建築物（224施設、延床面積約14.1万㎡）及び児童遊園（23施設）とする。

ただし、学校施設、市営住宅については、それぞれの策定する長寿命化計画において規定するため対象外とする。

また、都市公園等内の建物については、都市公園等の今後の対応方針と密接に関連するため、本書では対象外とするが、都市公園等再編方針を令和2年度中に作成することとする。

また、道路や橋りょうなどのインフラや、公営企業会計に係る施設の現状や取扱方針等は、それぞれの計画等で策定することとし、再編方針の対象から外す。

【公共施設マネジメント全体の中の本書の位置付け】

◆宮津市公共施設等総合管理計画の体系

総合管理計画	区分	施設類型	再編方針	個別施設計画
宮津市公共施設等 総合管理計画 (H28.3策定)	公共建築物	地域コミュニティ施設	宮津市公共施設再編方針 (R2.9策定)	宮津市公共施設個別施設計画 (R2年度策定予定)
		学校教育施設及び子育て支援施設（学校施設除く）		
		市民文化系施設		
		スポーツ施設		
		観光関連施設		
		産業系施設		
		保健・福祉施設		
		その他公共施設		
	学校施設	宮津市学校施設長寿命化計画（R3年度策定予定）		
	市営住宅	宮津市市営住宅等長寿命化計画（R2.3策定）		
	インフラ	橋梁	宮津市橋梁長寿命化修繕計画（H25.3策定）	
		道路	宮津市舗装修繕計画表（H25.3策定）	
		トンネル	宮津市トンネル長寿命化修繕計画（H30.12）	
		都市公園等	未策定 ※R2年度中に再編方針策定	
		児童遊園	宮津市公共施設再編方針（R2.9策定）	
		駐車場		
	公営企業	漁港	栗田漁港海岸長寿命化計画（H31.3策定）	
		養老漁港海岸長寿命化計画（H31.3策定）		
上水道		宮津市水道ビジョン（水道施設整備計画）（R1.7策定）		
	下水道	宮津市下水道事業経営戦略（H29.3策定）		

5. 再編上の課題

本市の背景から、公共施設の再編上次のような課題があるといえる。

- ① 特定の時期に集中して整備されたことによる、大規模改修や建替え時期が集中していること
- ② 新耐震基準への改修が必要な旧耐震基準の施設の対応
- ③ ライフサイクルコスト（施設の生涯費用）や、全体最適化の視点の不足
- ④ 人口減少及び少子高齢化の進展に伴い、施設規模と必要サービス量とのミスマッチが生じてきていること
- ⑤ 十分なメンテナンスなど、適切な維持管理が不足していること
- ⑥ 市場価値が低く有償譲渡等の可能性が低い資産の処分
- ⑦ 施設を活用した収益拡大の取組が不十分であること

Ⅲ. 施設再編の5つの視点と検討手法

1. 施設再編の5つの視点

(1) サービスの選択と集中（市民サービスの維持・確保）

- ・行政以外でもサービスの提供・補完が可能なものは、休止・廃止し、市は行政で担うべきサービスに集中するとともに、サービス供給の適正化を図る。
- ・サービスの需要に対して供給が過大な施設（利用者の少ない施設など）は、集約・統合等により適正規模の施設で効果的なサービス供給を図る。
- ・市単独で公共施設を揃えるフルセット行政や市内旧村単位でのフルセット行政についても、近隣市町や地域間の連携を進めるなど、市全体での最適配置へ見直していく必要がある。
- ・施設再編後も行政が担うべきサービスを維持するため、必要な活性化策や代替策を合わせて行う。

(2) 施設の適正管理（老朽化施設・旧耐震基準建物の再編並びに更新・大規模修繕）

- ・老朽化や旧耐震基準により安全性が確保できない施設は、早期に休止するとともに、まずは、他の市有施設、他の自治体施設、民間施設等へのサービスの移転を検討する。
- ・民間活力の導入を期待できる施設は、PPP/PFI※による民間資金導入を目指し企業へのサウンディング調査※等を実施する。
- ・大規模改修や更新を必要とする施設は、複合化を基本に時期や規模等を充分検討する。
- ・継続使用する施設は、適正な維持管理及び計画的な改修等を行い、利便性の向上に努める。
- ・公共施設を適正に維持・管理を行っていくためには、より一層の住民・地域との連携・協力が必要である。

※PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）とは、公と民が連携して公共サービスの提供を行うもの

PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）とは、公共施設等の建築・維持管理・運営等を民間部門（プライベート）のもつ経営ノウハウや資金（ファイナンス）を活用することで、低廉かつ良質な公共サービスを提供することを目的とする公共事業の一手法

サウンディング調査とは、民間事業者との対話を通じ、市場性の有無や実現可能性の把握、民間事業者が有するアイデアの収集等を行う市場調査

(3) 遊休施設及び再編に伴い不要となる施設の譲渡等

- ・遊休施設及び再編に伴い不要となる施設は、まずは現状有姿のままでの有償譲渡等を進める。
- ・現状有姿での有償譲渡等が馴染まない施設は、当面休止とし、緊急性が高いものから計画的に除却する。
- ・地元が地域活性化目的での再利用を希望する場合は、活用方法等について協議を進める。

(4) 受益者負担の原則化

- ・施設の使用やサービスの利用は、受益者負担を原則とし、施設利用者やサービス利用者の受益の範囲内で使用料・手数料の見直しを検討する。
- ・将来にわたり施設を維持するため、無料施設の有料化を検討する。

(5) 優先順位に沿った迅速な実施

- ・各施設の状態や運営状況を鑑みたくうえで段階的な目標を定め、そのうえで優先順位の高い施設から早期に実施段階へと進める。
- ・具体的な優先順位は、
 - ①老朽化や旧耐震基準により、安全性が確保できない施設
 - ②利用者が少ない、または、特定の者が利用する施設
 - ③市場価値が高いなど、民間や地元へ有償譲渡等できる可能性が高い施設
- ・実施までに時間を要する施設については、早い段階から個別に検討を行っていく。
- ・施設状況に応じ、目標フェーズを定め実施する。
 - 目標フェーズ1（優先して実施）：概ね5年以内の実施を目標
 - 目標フェーズ2（早期に実施）：概ね5年超～10年以内の実施を目標
 - 目標フェーズ3（実施の検討）：概ね10年超での実施に向けて検討

【参考】公共施設再編のイメージ図

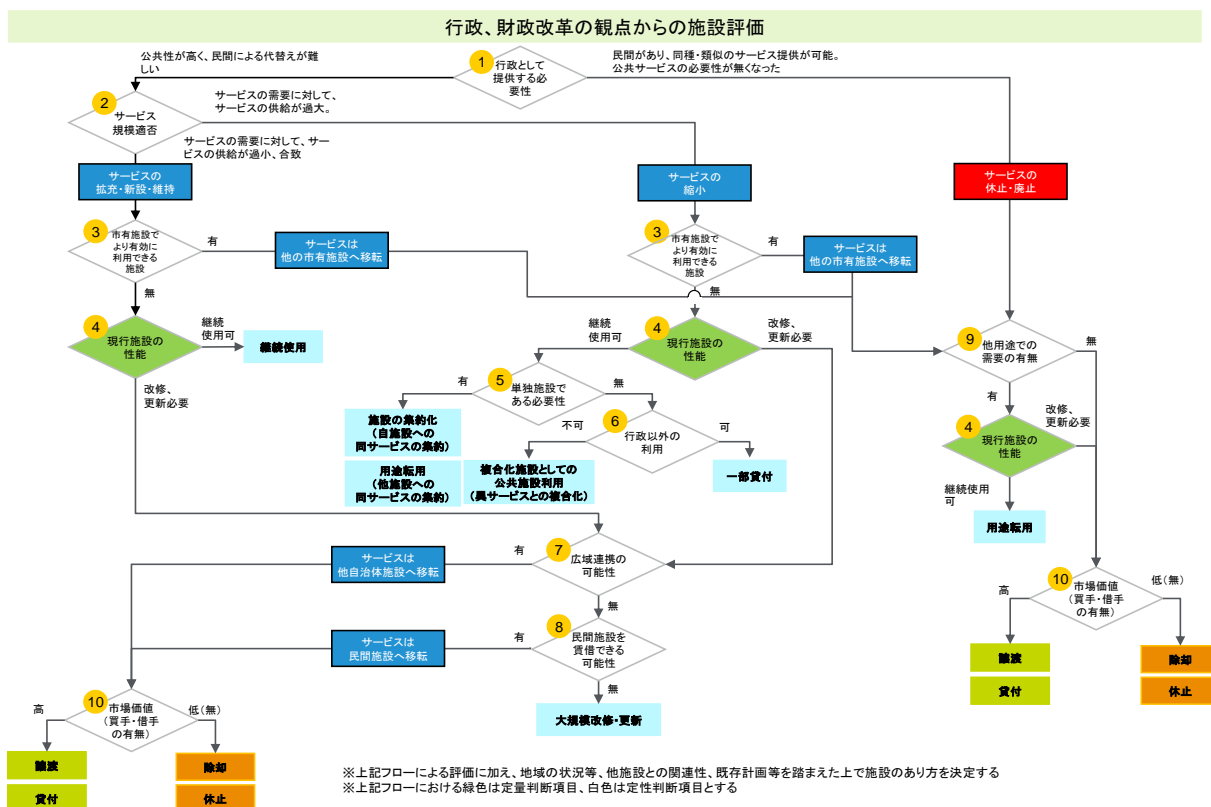
<p>集約化</p>	<p>設置目的が同じである同一機能を持つ複数施設を、利用状況や近接性等を考慮して一つの施設に集約する。</p>	
<p>複合化</p>	<p>設置目的が異なる施設を、一つの施設の中にまとめ、施設を複合的に利用する。</p>	
<p>用途転用</p>	<p>これまでの用途を転用し、他の用途のために施設を使用する。</p>	
<p>広域化</p>	<p>国、府、近隣市町との広域連携により、地域外の住民も利用可能な施設を共同保有・相互利用する。</p>	
<p>休止・廃止</p>	<p>施設で提供される行政サービス（機能）を休止または廃止する。</p>	

※○、△は当該施設の持つ機能を表す。

2. 施設再編の検討手法

(1) 検討フロー

再編方針の検討にあたり、再編方針の対象施設は以下のフローに従って、評価を行った。
 なお、各施設の方針はフローによる評価に加え、地域の状況等、他施設との関連性、既存計画等を踏まえた上で施設の再編方針を決定した。



(2) 検討フローの評価基準

検討フローの各項目の評価基準は、以下のとおりである。

① 【定性評価】行政として提供する必要性

- ・公共性の高い行政サービスであり、民間企業や地元団体等による代替えが難しく、今後も継続して行政がサービスを提供する必要がある
- ・民間企業や地元団体等があり、同等のサービスの提供（施設の設置や維持管理、運営など）が可能である。または、行政サービスの必要性がなくなった

② 【定性評価】サービス規模適否

- ・適している：サービスの需要に対して、サービスの供給が過小、合致
- ・適していない：サービスの需要に対して、サービスの供給が過大

③ 【定性評価】市有施設で他により有効に利用できる施設

- ・有：近隣に同種・類似の機能を備える公共建築物がある。または、同種・類似の機能を備えることが可能な公共建築物がある
- ・無：近隣に同種・類似の機能を備える公共建築物がない

④ 【定量評価】現行施設の性能（老朽化・耐震性能）

■ ステップ①:老朽化率の評価

		大規模改修の有無	
		有	無
老朽化率 (経過年数/物理的 耐用年数)	100%～67%	50点	25点
	66%～50%	75点	50点
	49%～33%	—	75点
	0%～32%	—	100点

■ ステップ②:耐震性能の評価

		耐震改修の有無	
		有	無
建設時期(新耐震 以降かどうか)	以前	75点	50点
	以降	—	100点

<参考>

老朽化の目安とする築年数(閾値)	判断根拠 (RC造を対象とする)	老朽化率の閾値 (RC造の物理的耐用年数60年で除す)
40年	・文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」において、施設(RC造)が概ね40年経過したもので、腐食や劣化の進行が著しくないものに対して長寿命化を試算する ・長寿命化の場合は劣化調査・診断の結果を踏まえて判断する	40年/60年＝ 66%
30年	・一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用試算」において、大規模改修の実施年数を30年としている	30年/60年＝ 50%
20年	・文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」において、築20年を中規模修繕の目安としている	20年/60年＝ 33%

■ ステップ③:現行施設の性能の評価

		耐震性能		
		50点	75点	100点
老朽化率	25点	大規模改修、更新必要	大規模改修、更新必要	大規模改修、更新必要
	50点	大規模改修、更新必要	大規模改修、更新必要	大規模改修、更新必要
	75点	—	—	継続使用可
	100点	—	—	継続使用可

- ・上記のステップに伴い、老朽化率、耐震性能の有無、施設の維持状況によって、以下に分類
 - 継続使用可：耐震性能に問題がなく、必要な修繕や改修などによる適切な維持管理が行われている。または、軽微な修繕や改修で維持管理が可能である
 - 大規模改修・更新必要：耐震性能がないもの。または、耐震性能があっても老朽化率67%以上で、利用上大きな支障が生じている

⑤ 【定性評価】単独施設である必要性

- ・有：単独で独立する必要がある施設であり、他施設との複合化は難しい
- ・無：単独で独立する必要のない施設であり、他施設との複合化が可能

⑥ 【定性評価】行政以外の利用

- ・可：一定の条件（サービス特性との相性等）を満たすことにより、行政以外の施設の利用も可能
- ・不可：既存サービスの特性により、行政以外の利用が難しい

- ⑦ 【定性評価】 広域連携の可能性
- ・可：近隣自治体に同種・類似の機能を備える公共建築物があり、サービスを利用することが可能
 - ・不可：近隣自治体に同種・類似の機能を備える公共建築物がない。または、近隣自治体に同種・類似の機能を備える公共建築物があるが、サービス利用が不可能
- ⑧ 【定性評価】 民間施設を賃借できる可能性
- ・有：行政以外の民間企業や地元団体が保有する施設の利用が可能
 - ・無：行政以外の民間企業や地元団体が保有する施設の利用が不可能
- ⑨ 【定性評価】 他用途での需要の有無
- ・有：他用途での施設利用の需要がある
 - ・無：他用途での施設利用の需要がない
- ⑩ 【定性評価】 市場価値（買手・借手の有無）
- ・高：施設・土地の購入希望や賃貸希望の可能性が高いと想定されるか
 - ・低（無）：施設・土地の購入希望や賃貸希望の可能性が低いと想定されるか

IV. 施設再編の方針

1. 再編方針

対象施設の再編方針は、以下のとおりとする。

(1) 地域コミュニティ施設

<主な再編施設の状況>

○ みやづ歴史の館（中央公民館、共有スペース）

- 中央公民館、共有スペース機能については、「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査（※P22 参照）」において他の市有施設との統合を検討する。民間活用が不調となった場合、他の公共目的も含め活用を検討する。

○ 地区公民館（地区連絡所含む）

- 将来の人口減少予測を踏まえ、持続可能な地域づくりの視点に施設の機能集約も含めて、公民館の今後のあり方を検討する。
- 旧耐震基準等により安全性が確保できない地区公民館は、複合化や廃止となった学校施設等へ機能移転する。
- 自治会単位の集会所については、地元自治会等へ現状のまま無償譲渡する。

施設一覧表

番号	施設名	地区	運営等	建築年	延床面積 ㎡	新耐震	経過 年数
1	みやづ歴史の館 (中央公民館、共有スペース)	宮津	指定管	2000	2,270	○	19
※2	福祉・教育総合プラザ（コミュニティー ーム・浜町ギャラリー）	宮津	直営	1998	644	○	21
3	上宮津地区公民館（公民館）	上宮津	直営	1958	601	—	61
※4	栗田地区公民館（公民館）	栗田	直営	1988	731	○	31
※5	由良地区公民館（公民館）	由良	直営	1981	418	—	38
※6	吉津地区公民館（公民館）	吉津	直営	2010	554	○	9
※7	府中地区公民館（公民館）	府中	直営	2003	560	○	16
8	日置地区公民館（公民館）	日置	直営	1954	253	—	65
9-1	世屋地区公民館（公民館）（旧世屋小木 造校舎）	世屋	直営	1963	381	—	56
9-2	世屋地区公民館（公民館）（旧世屋小 RC校舎）	世屋	直営	1982	284	○	37
9-3	世屋地区公民館（公民館）（旧世屋小体 育館）	世屋	直営	1984	336	○	35
9-4	世屋地区公民館（公民館）（旧世屋小油 庫）	世屋	直営	1972	5	—	47
※10	養老地区公民館（公民館）	養老	直営	1994	447	○	25
11	日ヶ谷地区公民館（公民館）	日ヶ谷	直営	1991	255	○	28

※12-1	杉末会館（隣保館）	宮津	直営	1981	567	○	38
※12-2	杉末会館（保管庫）	宮津	直営	1981	26	○	38
※12-3	杉末会館（収納庫）	宮津	直営	1976	10	—	43
13	上司共同集会所	栗田	委託	1970	87	—	49
14	国分共同集会所	府中	委託	1969	47	—	50
15	日置共同集会所	日置	委託	1968	43	—	51
16	大島共同集会所	養老	委託	1992	111	○	27
17	城内集会所	宮津	貸付	1937	71	—	82
18	城東会館	宮津	貸付	1976	129	—	43
19	中津地区集会所	栗田	貸付	1988	277	○	31
20	木子自治会集会所	世屋	貸付	1954	64	—	65
21	岩ヶ鼻自治会集会所	養老	貸付	1993	69	○	26
計	21 施設				9,244		

※…現状のまま維持する施設であるため、以下の対応方針は記載しない。

目標フェーズ 1（概ね 5 年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
1	みやづ歴史の館 （中央公民館、共有スペース）	用途転用	「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査」において他の市有施設との統合を検討する。民間活用が不調となった場合、他の公共目的も含め活用を検討する。
3	上宮津地区公民館（公民館）	譲渡・除却	旧上宮津小学校校舎へ機能移転する方向で協議する。
8	日置地区公民館（公民館）	譲渡・除却	旧日置中学校校舎へ機能移転する。（R2 年度中に移転予定。）
13	上司共同集会所	譲渡	地元自治会が専用使用している施設であるため、当該自治会へ現状のまま無償譲渡する方向で協議する。
14	国分共同集会所	譲渡	（同上）
15	日置共同集会所	譲渡	（同上）
16	大島共同集会所	譲渡	（同上）
17	城内集会所	譲渡	（同上）
18	城東会館	譲渡	（同上）
19	中津地区集会所	譲渡	（同上）
20	木子自治会集会所	譲渡	（同上）
21	岩ヶ鼻自治会集会所	譲渡	（同上）

目標フェーズ3（概ね10年超での実施に向けて検討）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
9-1	世屋地区公民館（公民館）（旧世屋小木造校舎）	休止・貸付 譲渡・除却	将来の人口減少予測を踏まえ、持続可能な地域づくりの視点に施設の機能集約も含めて、公民館の今後のあり方を検討する。
9-2	世屋地区公民館（公民館）（旧世屋小RC校舎）		
9-3	世屋地区公民館（公民館）（旧世屋小体育館）		
9-4	世屋地区公民館（公民館）（旧世屋小油庫）		
11	日ヶ谷地区公民館（公民館）	休止・貸付 譲渡・除却	将来の人口減少予測を踏まえ、持続可能な地域づくりの視点に施設の機能集約も含めて、公民館の今後のあり方を検討する。

(2) 学校教育施設及び子育て支援施設

<主な再編施設の状況>

○ 保育所

- ・少子化等により全体の児童数が減少し、公立・私立ともに入所児童数が減少している中、入所児童数の推移を見ながら、民間保育園への移行を基本に、市内の保育サービスの維持を図りながら公立保育所の統廃合を検討する。施設は、譲渡等又は用途転用の方向で見直す。
- ・保育サービスを含む子育て支援全般については、第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画に基づき計画的に推進する。
- ・公立保育所の統廃合に合わせ、地域活性化の取組みを支援する。

<市内保育所の入所児童数の推移>

(単位:人)

施設名等		定員	H26	H27	H28	H29	H30
公立	上宮津保育所	20	13	12	17	13	10
	日置保育所	20	15	13	13	13	13
	養老保育所	45	16	13	15	10	8
	小計	85	44	38	45	36	31
私立	亀ヶ丘保育園	50	48	46	44	45	48
	みずほ保育園	70	90	87	79	75	70
	たんぼぼ保育園	60	67	65	68	65	68
	吉津子ども園	70	45	44	45	50	52
	府中子ども園	50	36	40	47	54	54
	小計	300	286	282	283	289	292
広域			4	4	4	2	1
計		385	334	324	332	327	324

※各年度の4/1現在の入所児童数。

○ 幼稚園、小学校、中学校

- ・学校施設(幼稚園、小学校、中学校)の対応方針については、令和3年度策定予定の学校施設長寿命化計画において規定する。

施設一覧表

番号	施設名	地区	運営等	建築年	延床面積 ㎡	新耐震	経過 年数
22	学習の家	宮津	直営	1950	200	—	69
※23	杉末会館(児童館)	宮津	直営	1981	200	○	38
24	福祉教育総合プラザ(にっこりあ)	宮津	委託	1998	501	○	21
25	上宮津保育所	上宮津	直営	1978	558	—	41
26	日置保育所	日置	直営	1989	230	○	30
27	養老保育所	養老	直営	1992	558	○	27

28	宮津幼稚園	宮津	直営	1974	1,535	—	45
29	栗田幼稚園	栗田	直営	1976	417	—	43
30	宮津小学校	宮津	直営	2018	8,687	○	1
31	栗田小学校	栗田	直営	1979	2,542	○	40
32	吉津小学校	吉津	直営	1966	3,214	○	53
33	府中小学校	府中	直営	1983	2,586	○	36
34	日置小学校	日置	直営	1984	2,042	○	35
35	養老小学校	養老	直営	1986	2,436	○	33
36	宮津中学校	宮津	直営	1981	6,949	○	38
37	栗田中学校	栗田	直営	1987	3,165	○	32
計	16施設				35,820		

※・・・現状のまま維持する施設であるため、以下の対応方針は記載しない。

注) 複数棟がある施設は、建築年等は代表棟について記載し、延床面積は施設全体の面積を記載する。

目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
22	学習の家	譲渡・除却	市街地で適切な代替施設を確保し機能移転する。施設は有償譲渡等の方向で見直す。
24	福祉教育総合プラザ (にっこりあ)	継続使用	子育て支援の拠点施設として、遊具の定期的な更新等魅力向上に努めるとともに、有料化を検討する。
25	上宮津保育所	譲渡・除却	入所児童数が減少しており、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等の方向で見直す。令和2年度末での廃止については、引き続き地元協議を行い、次年度の募集開始期限の10月末までに判断する。

目標フェーズ2（概ね5年超～10年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
26	日置保育所	譲渡 用途転用	入所児童数の推移により、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等又は用途転用の方向で見直す。
27	養老保育所	譲渡 用途転用	入所児童数の推移により、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等又は用途転用の方向で見直す。

(3) 市民文化系施設

＜主な再編施設の状況＞

○ 宮津会館

- ・耐用年数 50 年を越え老朽化が著しく、平成 25 年度の耐震診断結果から、 I_s 値（構造耐震指標）※の最小値が 0.23 で耐震安全性（0.6 以上）を満たしておらず、吊天井落下の危険もある。
- ・こうした耐震診断結果や過去の吊天井落下事故での被害、南海トラフ地震の高い発生確率等による危険性※から、市としては、施設利用者の安全性を確保できないとの判断の下、令和 2 年度末をもって宮津開館を休止する。
- ・なお、休止に当たっては、引き続き文化の振興や普及を図るため、文化ホール等での代替が困難な市内の団体等が行う文化的事業に対し、近隣市町の音楽ホール代替利用支援等の対策を検討する。
- ・また、再開については、こうした危険性の解消を含む大規模改修には 10 億円以上の多額の経費が見込まれるが、耐震診断時の建物の余寿命の推定結果から改修しても長期間の使用は困難なこと、一方、その利用頻度は年 60 回程度と他の類似施設と比較して著しく低く、また、人口に比して施設規模も過大であることから、本市が単独で再開し維持することは困難である。
- ・宮津会館の機能の確保に向けた方策として、「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査※」や有利な財源の確保、有識者の助言の聴取等を実施していく。
- ・サウンディング調査等の実施に当たっては、民間事業者との対話の状況等を必要に応じて議会等へ報告する。
- ・サウンディング調査等の結果、民間活用等が不調となった場合は、宮津会館を廃止する。
- ・なお、廃止に当たっては、近隣施設等での代替活用に必要な施設整備を検討する。

※ I_s 値（構造耐震指標）：建物の強度・靱性、形状やバランス、経年劣化などの耐震性能に関する要素を総合的に判断する指標

＜震度 6 から 7 程度の地震に対する I_s 値の評価＞

- ・ $I_s < 0.3$: 倒壊または崩壊する危険が高い
- ・ $0.3 \leq I_s < 0.6$: 倒壊または崩壊する危険性がある
- ・ $0.6 \leq I_s$: 倒壊または崩壊する危険性が低い

※平成 25 年度の耐震診断結果や過去の吊天井落下事故での被害、南海トラフ地震の
高い発生確率等による危険性

- ・耐震診断時の建物の余寿命の推定結果 (H25) において、コンクリートの表面が打ちっぱなしのため中性化深さの進行は比較的大きく、構造耐力に影響を与える鉄筋の腐食確率は約 25%で、余寿命は 10 年程度と予測されており、その後 7 年が経過し、構造耐力の低下が更に進んでいることが懸念される。
- ・Is 値 0.23 は、大地震（震度 6～7 程度）で「倒壊または崩壊する危険性が高い」と評価される 0.3 未満であり、その後 7 年が経過する中、Is 値の低下が更に進んでいることも懸念される。
- ・大ホール客席の天井は、耐震仕様となっていない大きな吊天井であるため、大地震で屋根の鉄骨架構が変形した場合に客席に落下する可能性があり、更に天井裏の空調設備も落下する可能性があることから、利用者の安全確保に支障が生じる恐れがある。
- ・宮津市の地震最大予測震度は、京都府の調査結果から、山田断層帯と郷村断層帯で震度 7、南海トラフ地震で震度 5 強が示されている。特に、「南海トラフ地震（M8～9 級の大地震）が 30 年以内に起こる確率は 70%～80%に高まった」と政府の地震調査委員会から発表されている。
- ・過去の大規模な吊天井落下事故として、神奈川県川崎市のミュージア川崎シンフォニーホール（H23.3 東日本大震災 震度 5 強 利用者なく人的被害なし）や東京都の九段会館（東日本大震災 震度 5 強 2 名死亡等）などで大きな被害が起きている。

※「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査」

島崎エリアの眺望など優れた環境を活かし、休止せざるを得ない宮津会館の機能を残す方策として、みやづ歴史の館の建物及び周辺の市有地を活用した PPP/PFI による民間資金・民間手法の活用を目指し、企業へのサウンディング調査（民間事業者との対話を通じ、市場性の有無や実現可能性の把握、民間事業者が有するアイデアの収集等を行う市場調査）を実施する。

【対象エリア等】宮津会館及びみやづ歴史の館、旧ふれあい交流館、旧労働会館、旧図書館を含む宮津市所有地

【条件】みやづ歴史の館の建物及び周辺の市有地を活用し、音楽ホール(一般利用可)を含む地域活性化施設（ホテルや商業施設等を想定）を設置

○ みやづ歴史の館（文化ホール）

- ・文化ホール機能については、「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査」により統合を検討し、民間活用が不調となった場合、文化ホールは宮津会館の機能代替として継続使用する。

○ みやづ歴史の館（歴史資料館）

- ・歴史資料館は、「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査」の結果を踏まえ、施設の移転・廃止も含め、今後のあり方を検討する。

施設一覧表

番号	施設名	地区	運営等	建築年	延床面積 ㎡	新耐震	経過 年数
38	宮津会館	宮津	指定管	1967	2,751	—	52
39	みやづ歴史の館（文化ホール）	宮津	指定管	2000	1,044	○	19
40	みやづ歴史の館（歴史資料館）	宮津	休館中	2000	730	○	19
※41	重要文化財旧三上家住宅	宮津	指定管	1783	739	—	236
※42	福祉教育総合プラザ（市立図書館）	宮津	直営	1998	2,145	○	21
計	5施設				7,409		

※・・・現状のまま維持する施設であるため、以下の対応方針は記載しない。

目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
38	宮津会館	除却・廃止	<p>本施設の対応方針は、上記の主な再編施設の状況に記載のとおりとする。要約は以下のとおり。</p> <p>耐震診断結果等による危険性から、施設利用者の安全性を確保できないとの判断の下、令和2年度末をもって休止する。</p> <p>休止に当たっては、引き続き文化の振興や普及を図るため、近隣市町の音楽ホール代替利用支援等の対策を検討する。</p> <p>大規模改修には多額の経費が見込まれるが改修しても長期間の使用が困難なこと、一方、利用頻度が著しく低く、人口に比して施設規模が過大であることから、本市が単独で再開し維持すること困難である。</p> <p>宮津会館の機能の確保に向けた方策として、サウンディング調査等を行う。不調となった場合は廃止する。</p>
39	みやづ歴史の館（文化ホール）	用途転用 継続使用	<p>音楽ホール確保を条件とした島崎エリアの民間活用による民間活性化計画のためのサウンディング調査を行う。応募があれば用途転用し、民間活用が不調となった場合、文化ホールは宮津会館の機能代替として継続使用することとし、音響設備の見直しを検討する。</p>
40	みやづ歴史の館（歴史資料館）	用途転用 継続使用	<p>「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査」の結果を踏まえ、施設の移転・廃止も含め、今後のあり方を検討する。</p>

(4) スポーツ施設

<主な再編施設の状況>

○ 社会教育活用施設

- ・利用実態や民間等の利用ニーズを踏まえ再編を行う。

施設一覧表

番号	施設名	地区	運営等	建築年	延床面積 ㎡	新耐震	経過 年数
43	市民体育館（体育館）	宮津	指定管	1986	4,152	○	33
※44	上宮津地区社会教育活用施設	上宮津	直営	1981	612	○	38
※45	由良地区社会教育活用施設	由良	直営	1973	535	—	46
※46	養老地区社会教育活用施設	養老	直営	1982	709	○	37
47	日ヶ谷地区社会教育活用施設	日ヶ谷	直営	1988	389	○	31
計	5施設				6,397		

※・・・現状のまま維持する施設であるため、以下の対応方針は記載しない。

目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
43	市民体育館（体育館）	継続使用 集約化	宮津会館廃止の場合、その式典等の代替機能として音響設備・移動ステージ等の必要な整備を行う。

目標フェーズ3（概ね10年超での実施に向けて検討）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
47	日ヶ谷地区社会教育活用施設	休止・貸付 譲渡・除却	将来の人口減少予測を踏まえ、広域的な地域活性化の観点から機能集約を検討する。

(5) 観光関連施設

<主な再編施設の状況>

○ 観光交流センター（立体駐車場）

- ・浜町エリア全体の活性化や収益性の向上のため、24 時間営業や駐車料金の見直しなどを検討する。

○ 田井宮津ヨットハーバー

- ・海を活かした宮津市の活性化施設とするため、施設運用方法等を検討する。

○ 世屋高原家族旅行村（体験実習館しおぎり荘）

- ・令和2年度末をもって指定管理を廃止した上で、京都府や地元と話し合いを持ちながら世屋高原家族旅行村全体のあり方を検討する。

施設一覧表

番号	施設名	地区	運営等	建築年	延床面積 ㎡	新耐震	経過 年数
※48	観光交流センター（観光案内所）	宮津	委託	2015	194	○	4
49	観光交流センター（立体駐車場）	宮津	直営	1996	9,479	○	23
※50	漁師町観光商業センター	宮津	指定管	1990	1,721	○	29
※51	おさかなキッチンみやづ	宮津	貸付	2017	197	○	2
※52-1	海洋つり場（管理棟）	栗田	指定管	1990	33	○	29
※52-2	海洋つり場（便所）	栗田	指定管	1989	36	○	30
※53-1	B&G 海洋センター（体育館）	栗田	指定管	1982	742	○	37
53-2	B&G 海洋センター（プール更衣室）	栗田	休止	1982	112	○	37
53-3	B&G 海洋センター（艇庫）	栗田	委託	1986	299	○	33
54-1	田井宮津ヨットハーバー （クラブハウス、事務所、艇庫）	栗田	貸付	1986	743	○	33
54-2	田井宮津ヨットハーバー （船員ロッカー）	栗田	貸付	1986	25	○	33
54-3	田井宮津ヨットハーバー （機械室）	栗田	貸付	1986	144	○	33
55	天橋立ユース・ホテル	府中	貸付	1963	559	—	56
56	世屋高原家族旅行村 （体験実習館しおぎり荘）	世屋	指定管	1983	991	○	36
57	世屋体験教室実習棟	世屋	貸付	1985	221	○	34
計	10 施設				15,496		

※・・・現状のまま維持する施設であるため、以下の対応方針は記載しない。

目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
49	観光交流センター（立体駐車場）	継続使用	浜町エリア全体の活性化や収益性の向上のため、24時間営業や駐車料金の見直しなどを検討する。（R2.4実施済）
54-1	田井宮津ヨットハーバー（クラブハウス、事務所、艇庫）	継続使用	海を活かした宮津市の活性化施設とするため、施設運用方法等を検討する。
54-2	田井宮津ヨットハーバー（船員ロッカー）	継続使用	（同上）
54-3	田井宮津ヨットハーバー（機械室）	継続使用	（同上）
56	世屋高原家族旅行村（体験実習館しおぎり荘）	休止・貸付譲渡・除却	令和2年度末をもって指定管理を廃止した上で、京都府や地元と話し合いを持ちながら世屋高原家族旅行村全体のあり方を検討する。

目標フェーズ2（概ね5年超～10年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
53-2	B&G海洋センター（プール更衣室）	廃止・除却	廃止に向けて関係機関と協議する。
53-3	B&G海洋センター（艇庫）	貸付・譲渡	施設利用団体が専用使用している施設であるため、当該団体へ現状のまま無償譲渡する方向で協議する。

目標フェーズ3（概ね10年超での実施に向けて検討）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
55	天橋立ユース・ホテル	譲渡	京都ユースホテル協会に無償貸付中。契約終了の際は、現状のまま地域等も含め有償譲渡する方向で進める。
57	世屋体験教室実習棟	譲渡	有償貸付中。現状のまま譲渡の方向で協議する。なお、地元活用の意向があれば、現貸付先と協議する。

(6) 産業系施設

・施設再編の5つの視点から、行政でのサービス提供の必要性を踏まえ再編を行う。

施設一覧表

番号	施設名	地区	運営等	建築年	延床面積 ㎡	新耐震	経過 年数
※58	農産物等直売所 まごころ市	宮津	指定管	2009	195	○	10
59	シルバー人材センター事務所 (旧ふれあい交流館)	宮津	貸付	2011	191	○	8
60-1	杉末共同作業所(宮村)	宮津	貸付	1990	116	○	29
60-2	杉末共同作業所(宮村、油タンク上屋)	宮津	貸付	1991	5	○	28
61	杉末農機具保管庫(杉末)	宮津	貸付	1994	104	○	25
62	杉末農機具保管庫(宮村)	宮津	貸付	1984	24	○	35
63	上司共同作業所・農機具保管庫	栗田	貸付	1980	110	—	39
64	国分共同作業所	府中	貸付	1972	46	—	47
65	日置農機具保管庫	日置	貸付	1986	54	○	33
66	大島共同作業所	養老	貸付	1974	60	—	45
67	林業振興センター	吉津	指定管	1999	453	○	20
※68	有害鳥獣処理施設(旧シイタケ加工作業所)	世屋	直営	1986	80	○	33
※69	藤織り伝承交流館	世屋	貸付	1973	179	—	46
70	竹資源管理センター 便所	養老	貸付	1983	4	○	36
計	13施設				1,621		

※・・・現状のまま維持する施設であるため、以下の対応方針は記載しない。

目標フェーズ1(概ね5年以内の実施を目標)

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
59	シルバー人材センター事務所 (旧ふれあい交流館)	継続使用 譲渡	島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査を行い、民間活用とする場合は民間譲渡し、事務所機能を移転する。
60-1	杉末共同作業所(宮村)	譲渡	地元自治会が専用使用している施設であるため、当該自治会へ現状のまま無償譲渡する方向で協議する。
60-2	杉末共同作業所(宮村、油タンク上屋)	譲渡	(同上)
61	杉末農機具保管庫(杉末)	譲渡	(同上)
62	杉末農機具保管庫(宮村)	譲渡	(同上)
63	上司共同作業所・農機具保管庫	譲渡	(同上)
64	国分共同作業所	譲渡	(同上)
65	日置農機具保管庫	譲渡	(同上)
66	大島共同作業所	譲渡	(同上)
67	林業振興センター	譲渡	指定管理者へ現状のまま譲渡する方向で協議する。
70	竹資源管理センター 便所	譲渡	現貸付者に譲渡する方向で協議する。

(7) 市営住宅

・市営住宅については、別に定める市営住宅等長寿命化計画において再編方針を規定する。

施設一覧表

番号	施設名	地区	運営等	建築年	延床面積 ㎡	新耐震	経過 年数
71	吉原団地	宮津	直営	1951	55	—	68
72	外側団地	宮津	直営	1959	255	—	60
73	滝馬口団地	宮津	直営	1965	727	—	54
74	第2国名賀団地	宮津	直営	1966	480	—	53
75	のぞみが丘団地	宮津	直営	1990	626	○	29
76	東波路団地	宮津	直営	1995	1,534	○	24
77	鶴賀団地	宮津	直営	1923	131	—	96
78	柳縄手団地	宮津	直営	1951	158	—	68
79	吉原団地	宮津	直営	1980	139	—	39
80	宮村団地	宮津	直営	1992	368	○	27
81	外側団地	宮津	直営	1926	1064	—	93
82	晴海団地	宮津	直営	1981	780	—	38
83	のぞみが丘団地	宮津	直営	1991	66	○	28
84	みやづ城東タウン	宮津	直営	1988	3,050	○	31
85	宮村上団地	宮津	直営	2004	3,220	○	15
86	天神団地	上宮津	直営	1970	2,199	—	49
87	鳥が尾団地	上宮津	直営	1973	5,777	—	46
88	上司団地	栗田	直営	1928	36	—	91
89	小寺団地	栗田	直営	1928	188	—	91
90	松原小路団地	由良	直営	1960	299	—	59
91	タヶ丘団地	吉津	直営	1960	1,042	—	59
92	文珠団地	吉津	直営	1955	354	—	64
93	日ヶ谷団地	日ヶ谷	直営	1950	55	—	69
計	23 施設				22,603		

注) 複数棟がある施設は、建築年等は代表棟について記載し、延床面積は施設全体の面積を記載する。

(8) 保健・福祉系施設

- ・施設再編の5つの視点から、行政でのサービス提供の必要性を踏まえて再編を行う。
- ・府中診療所、日置診療所、養老診療所は、市有建物を貸し付けて運営いただいている民営の医療機関であるが、人口減少や施設の老朽化等を踏まえて、橋北地域の医療のあり方を検討する。

施設一覧表

番号	施設名	地区	運営等	建築年	延床面積 ㎡	新耐震	経過 年数
94	デイサービスセンター松寿園	宮津	指定管	1982	535	○	37
※95	福祉教育総合プラザ（かもめ）	宮津	直営	1998	98	○	21
※96	地域ささえあいセンター	宮津	指定管	1987	1,099	○	32
97	高齢者ふれあい交流施設	宮津	貸付	1968	762	—	51
98	杉末老人憩の家	宮津	貸付	1970	74	—	49
※99	旧エネ研住宅（サンホーム・工房シーガル貸付分）	宮津	貸付	1988	623	○	31
※100	デイサービスセンターはまなす苑	由良	指定管	1999	377	○	20
※101	畑婆爺ニアセンター	世屋	貸付	1964	228	—	55
102-1	養老地区公民館（せんごく）	養老	直営	1994	485	○	25
102-2	養老地区公民館（せんごく車庫）	養老	直営	1995	37	○	24
※103	由良診療所	由良	指定管	2008	210	○	11
※104	休日応急診療所	吉津	直営	1996	150	○	23
※105	府中診療所	府中	貸付	1973	306	—	46
106	日置診療所	日置	貸付	1969	164	—	50
※107	養老診療所	養老	貸付	1980	242	—	39
※108	養老歯科診療所	養老	貸付	1980	200	—	39
計	15施設				5,590		

※・・・現状のまま維持する施設であるため、以下の対応方針は記載しない。

目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）

番号	施設名	方針	
		方針	内容
94	デイサービスセンター松寿園	除却	社会福祉法人へ無償譲渡のうえ除却する。デイサービスは、社会福祉法人所有の新施設で提供する。（R2.9議会で無償譲渡の議決）
97	高齢者ふれあい交流施設	譲渡	地域活性化に資する提案を条件とするプロポーザルによる民間譲渡を行う。京街道児童遊園の一体活用に向けて地元自治会と協議する。
98	杉末老人憩の家	譲渡	地元自治会が専用使用している施設であるため、当該自治会へ現状のまま無償譲渡する方向で協議する。
102-1	養老地区公民館（せんごく）	用途転用	現在休止中。複合施設であり、施設全体の中で活用方法を検討する。
102-2	養老地区公民館（せんごく車庫）	譲渡	単独施設であり、現状のまま譲渡する方向で検討する。
106	日置診療所	譲渡・除却	施設の老朽化が著しいため、廃止の方向で検討する。なお、橋北地域の医療のあり方については別途検討する。

(9) その他公共施設

① 庁舎関係

- ・平成 25 年度の耐震診断から、本館は I_s 値（構造耐震指標）の最小値が 0.40、新館は 0.13、別館は 0.10 で、いずれも耐震安全性（0.6 以上）を満たしていない。また、これらの解消を含む大規模改修に 15 億円以上の多額の経費が見込まれる。
- ・仮に、大規模改修を行ったとしても、本館が昭和 37 年建築で 58 年経過、新館が昭和 49 年建築で 46 年経過、別館が昭和 36 年建築で 59 年経過しており、建物本体の耐用年数 50 年から長期的な使用は困難である。
- ・こうした課題を踏まえ、今後の庁舎のあり方を検討するため庁内チームを設置し、PPP/PFI による民間資金・民間手法の活用などを検討するとともに、市民等と意見交換をしながら具体の対応方針を早期に策定する。

施設一覧表

番号	施設名	地区	運営等	建築年	延床面積 ㎡	新耐震	経過 年数
109	宮津市役所（本館）	宮津	直営	1962	2,701	—	57
110	宮津市役所（新館）	宮津	直営	1974	768	—	45
111	宮津市役所（別館）	宮津	直営	1961	1,906	—	58
※112	宮津市防災拠点	宮津	直営	2017	352	○	2
※113	福祉教育総合プラザ （庁舎執務室、共有スペース）	宮津	直営	1998	4,645	○	21
114	波路 防災・観光倉庫	宮津	直営	1984	270	○	35
115	波路 バス車庫	宮津	直営	1989	390	○	30
116	波路 建設資材倉庫	宮津	直営	1984	94	○	35
117	旧宮津高等職業訓練校	宮津	直営	1971	261	—	48
計	9 施設				11,387		

※・・・現状のまま維持する施設であるため、以下の対応方針は記載しない。

目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
109	宮津市役所（本館）	更新	耐震安全性を満たしておらず、老朽化も著しい。今後の庁舎のあり方を検討する庁内チームを設置し、PPP/PFIによる民間資金・民間手法の活用などを検討するとともに、市民等と意見交換をしながら具体の対応方針を早期に策定する。
110	宮津市役所（新館）	更新	（同上）
111	宮津市役所（別館）	更新	（同上）
117	旧宮津高等職業訓練校	譲渡・除却	ふるさと産品作業場の移転先を確保した後、現状のまま譲渡する方向で進める。（現貸付先へR2.4～R5.3を限度に有償貸付済）

目標フェーズ2（概ね5年超～10年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
114	波路 防災・観光倉庫	譲渡・除却	清掃工場等跡地の用途転用後に機能移転した後、現状のまま譲渡する方向で検討する。
115	波路 バス車庫	譲渡・除却	（同上）
116	波路 建設資材倉庫	譲渡・除却	（同上）

② 地区連絡所

- ・将来の人口減少予測を踏まえ、持続可能な地域づくりを視点に施設の機能集約も含めて、公民館(地区連絡所含む)の今後のあり方を検討する。

施設一覧表

番号	施設名	地区	運営等	建築年	延床面積 ㎡	新耐震	経過 年数
118	上宮津地区公民館（地区連絡所）	上宮津	直営	1958	32	—	61
※119	栗田地区公民館（地区連絡所）	栗田	直営	1988	27	○	31
※120	由良地区公民館（地区連絡所）	由良	直営	1981	13	—	38
※121	吉津地区公民館（地区連絡所）	吉津	直営	2010	30	○	9
※122	府中地区公民館（地区連絡所）	府中	直営	2003	26	○	16
123	日置地区公民館（地区連絡所）	日置	直営	1954	16	—	65
124	世屋地区公民館（地区連絡所）	世屋	直営	1982	35	○	37
※125	養老地区公民館（地区連絡所）	養老	直営	1994	31	○	25
126	日ヶ谷地区公民館（地区連絡所）	日ヶ谷	直営	1991	14	○	28
計	9施設				229		

※・・・現状のまま維持する施設であるため、以下の対応方針は記載しない。

目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
118	上宮津地区公民館（地区連絡所）	譲渡・除却	旧上宮津小学校校舎へ機能移転する方向で協議する。
123	日置地区公民館（地区連絡所）	譲渡・除却	旧日置中学校校舎へ機能移転する。（R2年度中に移転予定。）

目標フェーズ3（概ね10年超での実施に向けて検討）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	対応
124	世屋地区公民館（地区連絡所）	休止・貸付 譲渡・除却	将来の人口減少予測を踏まえ、持続可能な地域づくりの視点に施設の機能集約も含めて、公民館の今後のあり方を検討する。
126	日ヶ谷地区公民館（地区連絡所）	休止・貸付 譲渡・除却	将来の人口減少予測を踏まえ、持続可能な地域づくりの視点に施設の機能集約も含めて、公民館の今後のあり方を検討する。

③ 公共交通関係

施設一覧表

番号	施設名	地区	運営等	建築年	延床面積 ㎡	新耐震	経過 年数
127	宮津ターミナルセンター	宮津	直営	1990	975	○	29
※128	栗田ターミナルセンター	栗田	直営	1991	287	○	28
※129-1	丹後由良ターミナルセンター（駅舎）	由良	直営	1991	94	○	28
※129-2	丹後由良ターミナルセンター（トイレ）	由良	直営	1991	17	○	28
130	天橋立ターミナルセンター	吉津	直営	1990	668	○	29
131	天橋立駐車場	吉津	直営	2000	20	○	19
※132	岩滝口ターミナルセンター	吉津	直営	1992	90	○	27
計	6施設				2,151		

※・・・現状のまま維持する施設であるため、以下の対応方針は記載しない。

目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
127	宮津ターミナルセンター	継続使用	駅舎内の空きスペース等の有効活用策を検討する。
130	天橋立ターミナルセンター	継続使用	駅隣接の駐車場区画を有料化し、収益向上を図る。
131	天橋立駐車場	継続使用	利便性と収益の向上に努める。

④ 生活衛生関係

<主な再編施設の状況>

○ 火葬場

- ・老朽化が著しく、今後のあり方について検討委員会の提言を踏まえて検討する。

○ し尿処理場

- ・更新することとし、令和2年度に新施設の基本設計を行い計画的に整備する。

施設一覧表

番号	施設名	地区	運営等	建築年	延床面積 ㎡	新耐震	経過 年数
※133	浜町排水機場	宮津	直営	1994	368	○	25
134	清掃工場	宮津	直営	1992	2,126	○	27
135	粗大ゴミ処理施設	宮津	直営	1994	789	○	25
136	リサイクルセンター	宮津	直営	2002	1,198	○	17
137	火葬場	宮津	直営	1959	209	—	60
138	し尿処理施設	栗田	直営	1963	314	—	56
※139	東部不燃物処理場	栗田	直営	1999	591	○	20
計	7施設				5,595		

※・・・現状のまま維持する施設であるため、以下の対応方針は記載しない。

目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
134	清掃工場	用途転用 除却	R2.4に宮津与謝クリーンセンターへ機能移転する。跡地活用について地元協議を進める。
135	粗大ゴミ処理施設	用途転用 除却	(同上)
136	リサイクルセンター	用途転用 除却	(同上)

目標フェーズ2（概ね5年超～10年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
137	火葬場	除却	老朽化が著しい施設の今後のあり方について「市火葬場あり方検討委員会」の提言を踏まえて、今後の対応方針を検討する。
138	し尿処理施設	更新	し尿・浄化槽汚泥の衛生処理機能の安定を図るため、新施設（下水道希釈投入施設）を計画的に整備する。

⑤ 公衆便所

- ・公衆衛生上の必要性を踏まえて、清潔で、快適に、安心して利用できる公衆便所を維持する。
- ・老朽化して、水洗化が困難かつ利用の少ない公衆便所は、費用面、安全面、衛生面から廃止し、市で除却する。
- ・ただし、地元や観光関係者等が存続を希望され、施設管理への協力が得られる場合は、今後の新たな管理のあり方について協議を進める。
- ・新たな公衆便所の設置については、観光施策や地域活性化の取り組み状況や、地元や観光関係者等の施設管理への協力体制を踏まえて検討する。

施設一覧表

番号	施設名	地区	運営等	建築年	延床面積 ㎡	新耐震	経過 年数
※140	宮村駅前広場公衆便所	宮津	直営	1987	6	○	32
141	金引公園（便所）	宮津	直営	1957	6	—	62
142	喜多駅前広場公衆便所	上宮津	直営	1988	24	○	31
143	越浜海岸公衆便所	栗田	直営	1993	45	○	26
144	由良中央公衆便所	由良	直営	1987	32	○	32
145	宝山共同便所	吉津	貸付	1983	9	○	36
146	文珠公民館横公衆便所	吉津	直営	1982	11	○	37
※147	一の宮公衆便所	府中	直営	1994	34	○	25
148	日置公衆便所	日置	直営	1983	8	○	36
計	9施設				175		

※・・・現状のまま維持する施設であるため、以下の対応方針は記載しない。

目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
141	金引の滝便所	譲渡・除却	利用者が限定的であること、下水道本管から距離があり水洗化には多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。ただし、地元や観光関係者等が存続を希望され、施設管理への協力が得られる場合は、今後の新たな管理のあり方について協議を進める。
142	喜多駅前広場公衆便所	譲渡・除却	駅利用者の使用は限定的であること、下水道本管から距離があり水洗化には多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。ただし、地元が存続を希望され、施設管理への協力が得られる場合は、今後の新たな管理のあり方について協議を進める。

143	越浜海岸公衆便所	譲渡・除却	夏季のみの開放で利用者が限定的であること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。ただし、地元や観光関係者等が存続を希望され、施設管理への協力が得られる場合は、今後の新たな管理のあり方について協議を進める。
144	由良中央公衆便所	除却	海岸沿いに府有の公衆便所（水洗化）があること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。ただし、夏季の海水浴シーズンには仮設トイレを設置する。
145	宝山共同便所	譲渡・貸付	地元自治会が専用使用している施設であるため、当該自治会へ現状のまま無償譲渡する方向で協議する。
146	文珠公民館横公衆便所	譲渡・除却	付近の天橋立ターミナルセンター、天橋立公園内にトイレがあること、水洗化済であるが洋式化等の改修費が必要であることから用途廃止し除却する。ただし、地元や観光関係者等が存続を希望され、施設管理への協力が得られる場合は、今後の新たな管理のあり方について協議を進める。
148	日置公衆便所	譲渡・除却	利用者が限定的であること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。ただし、地元や観光関係者等が存続を希望され、施設管理への協力が得られる場合は、今後の新たな管理のあり方について協議を進める。

⑥ 公園関係

- ・都市公園内の建物については、都市公園等の今後の対応方針と密接に関連するため、別に定める都市公園等再編方針において対応方針を規定する。

施設一覧表

番号	施設名	地区	運営等	建築年	延床面積 ㎡	新耐震	経過 年数
※149	八幡児童遊園（便所）	宮津	直営	1982	7	○	37
150	亀ヶ丘児童遊園（便所）	宮津	直営	1982	9	○	37
151	安寿の里もみじ公園（便所）	由良	直営	1993	41	○	26
※152	府中ふれあい広場 便所	府中	直営	1997	6	○	22
153	島崎公園（便所）	宮津	直営	1994	56	○	25
154	滝上公園（便所、休憩所他）	宮津	直営	2015	257	○	4
155	滝上児童公園（便所）	宮津	直営	2009	7	○	10
156	西宮津公園（管理棟）	宮津	直営	1990	103	○	29
157	運動公園（運動用具倉庫他）	栗田	指定管	1987	135	○	32
158	文珠浜公園（便所）	吉津	直営	2002	45	○	17
159	府中公園（管理棟他）	府中	直営	1991	28	○	28
160	日置東第2公園（便所）	日置	直営	1994	10	○	25
161	日置ふれあい公園（便所）	日置	直営	2002	20	○	17
計	13 施設				724		

※・・・現状のまま維持する施設であるため、以下の対応方針は記載しない。

目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
150	亀ヶ丘児童遊園（便所）	譲渡・除却	児童遊園と同時に用途廃止し、児童遊園敷地とセットで、現状のまま譲渡する方向で進める。
151	安寿の里もみじ公園（便所）	譲渡・除却	現在休止中。もみじ公園全体の民間活用の可能性も含めて地域と協議しながら検討する。なお、散乱ゴミ、屋外排泄の問題については早期解決に向けて対策を講じる。

⑦ 消防関係

施設一覧表

番号	施設名	地区	運営等	建築年	延床面積 ㎡	新耐震	経過 年数
※162	宮津分団第1部車庫	宮津	直営	2012	29	○	7
※163	宮津分団第2部車庫	宮津	直営	2007	36	○	12
※164	宮津分団第3部車庫	宮津	直営	1996	29	○	23
※165	宮津分団第4部車庫	上宮津	直営	1991	28	○	28
※166	栗田分団第1部車庫	栗田	直営	1993	29	○	26
※167	栗田分団第2部車庫	栗田	直営	1987	28	○	32
※168	栗田分団第3部車庫	栗田	直営	1990	23	○	29
※169	栗田分団第4部車庫	栗田	直営	1989	11	○	30
※170	栗田分団第5部車庫	栗田	直営	1991	9	○	28
※171	栗田分団第6部車庫	栗田	直営	1990	24	○	29
※172	栗田分団第7部車庫	栗田	直営	2002	26	○	17
※173	栗田分団新宮地区支援隊車庫	栗田	直営	1991	15	○	28
※174	栗田分団島陰地区支援隊車庫	栗田	直営	1991	15	○	28
※175	由良分団第1部車庫	由良	直営	1991	28	○	28
※176	由良分団第1部1班車庫	由良	直営	1990	16	○	29
※177	由良分団第2部車庫	由良	直営	2001	26	○	18
※178	由良分団第3部車庫	由良	直営	1976	24	—	43
※179	吉津分団第1部車庫	吉津	直営	2006	50	○	13
※180	吉津分団第1部1班車庫	吉津	直営	1978	23	—	41
※181	吉津分団第2部車庫	吉津	直営	1964	31	—	55
※182	吉津分団第3部車庫	吉津	直営	2009	35	○	10
※183	府中分団第1部車庫	府中	直営	1998	29	○	21
※184	府中分団第2部車庫	府中	直営	1993	29	○	26
※185	日置分団第1部車庫	日置	直営	1992	23	○	27
※186	日置分団第2部車庫	日置	直営	1994	29	○	25
※187	日置分団下世屋地区支援隊車庫	世屋	直営	1990	24	—	29
188	日置分団上世屋地区支援隊車庫	世屋	直営	1975	23	—	44
※189	下世屋中継局舎	養老	直営	2000	4	○	19
※190	養老分団第1部車庫	養老	直営	1986	28	○	33
※191	養老分団第1部1班車庫	養老	直営	2000	24	○	19
※192	養老分団第2部車庫	養老	直営	1997	29	○	22

※193	養老分団第3部車庫	養老	直営	1991	29	○	28
※194	養老分団外垣地区支援隊車庫	養老	直営	1992	20	○	27
※195	養老分団田原地区支援隊車庫	養老	直営	1999	26	○	20
※196	養老分団日ヶ谷地区支援隊車庫（立）	日ヶ谷	直営	1985	23	○	34
197	養老分団日ヶ谷地区支援隊車庫（厚垣）	日ヶ谷	直営	1986	24	○	33
計	36施設				899		

※・・・現状のまま維持する施設であるため、以下の対応方針は記載しない。

目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
188	日置分団上世屋地区支援隊車庫	譲渡	消防団の統合に伴い用途廃止する。借地返還に伴い、土地所有者の了解を得た上で、建物を解体せず現状のまま返還する。(R2.3末に返還済)
197	養老分団日ヶ谷地区支援隊車庫（厚垣）	譲渡	消防団の統合に伴い用途廃止する。借地返還に伴い、土地所有者の了解を得た上で、建物を解体せず現状のまま返還する。(R2.7末に返還済)

⑧ 遊休施設

- ・遊休施設及び再編に伴い不要となる施設は、まずは現状有姿のままでの有償譲渡等を進める。特に、市場価値が高いなど、民間や地元へ有償譲渡等できる可能性が高い施設は、早期実施に努める。
- ・現状有姿での有償譲渡等が馴染まない施設は、当面休止とし、緊急性が高いものから計画的に除却する。
- ・地元が地域活性化目的での再利用を希望する場合は、活用方法等について協議を進める。

施設一覧表

番号	施設名	地区	運営等	建築年	延床面積 ㎡	新耐震	経過 年数
198-1	旧宮津市職員互助会館（母屋、離れ）	宮津	閉鎖	1954	213	—	65
198-2	旧宮津市職員互助会館（倉庫）	宮津	閉鎖	1979	15	—	40
198-3	旧宮津市職員互助会館（土蔵）	宮津	閉鎖	1954	73	—	65
199	旧宮津市公設市場	宮津	閉鎖	1975	530	—	44
200	旧労働会館	宮津	閉鎖	1971	560	—	48
201	旧宮津市立図書館	宮津	閉鎖	1970	534	—	49
202	宮津コミュニティ防災拠点施設	宮津	休止	1996	35	○	23
203	櫻山公園内公衆便所	宮津	閉鎖	1954	4	—	65
204	旧前尾記念文庫（中央公民館宮津分館）	宮津	閉鎖	1983	401	○	36
205	旧福祉センター	宮津	閉鎖	1973	606	—	46
206-1	旧大江山スキー場（レストハウスポンプ室）	上宮津	閉鎖	2001	451	○	18
206-2	旧大江山スキー場（レストハウス）	上宮津	閉鎖	1983	751	○	36
207	大江山バンガロー村	上宮津	閉鎖	1995	249	○	24
208	大江山ロッジ	上宮津	閉鎖	1971	451	—	48
209-1	旧大江山スキー場（運転室1）	上宮津	閉鎖	1954	10	—	65
209-2	旧大江山スキー場（監視室1）	上宮津	閉鎖	1954	5	—	65
209-3	旧大江山スキー場（運転室2）	上宮津	閉鎖	1954	10	—	65
209-4	旧大江山スキー場（監視室2）	上宮津	閉鎖	1954	5	—	65
210-1	旧上宮津小学校（校舎）	上宮津	閉鎖	1981	1,770	○	38
210-2	旧上宮津小学校（倉庫）	上宮津	閉鎖	1982	45	○	37
210-3	旧上宮津小学校（給食室）	上宮津	閉鎖	1982	121	○	37
211	田井宮津ヨットハーバー（水産加工販売施設）	栗田	休止	2010	125	○	9
212-1	旧田井自然教育活用センター（旧校舎）	栗田	閉鎖	1967	212	—	52
212-2	旧田井自然教育活用センター（体育館）	栗田	閉鎖	1967	82	—	52
212-3	旧田井自然教育活用センター（倉庫）	栗田	閉鎖	1967	2	—	52

213	由良幼稚園 ※休園中	由良	休止	1971	331	—	48
214	由良農林漁業体験実習館（実習棟）	由良	休止	1982	743	○	37
215	旧府中教員住宅	府中	閉鎖	1975	58	—	44
216-1	旧日置中学校（校舎）	日置	閉鎖	1992	2,448	○	27
216-2	旧日置中学校（体育館）	日置	閉鎖	1976	571	—	43
216-3	旧日置中学校（体育倉庫）	日置	閉鎖	1992	19	○	27
216-4	旧日置中学校（倉庫）	日置	閉鎖	1993	26	○	26
216-5	旧日置中学校（便所）	日置	閉鎖	1992	15	○	27
217	旧下世屋教員住宅	世屋	閉鎖	1969	40	—	50
218-1	旧世屋地区公民館	世屋	閉鎖	1954	295	—	65
218-2	旧世屋地区公民館（倉庫）	世屋	閉鎖	1954	8	—	65
219-1	旧養老中学校（校舎）	養老	閉鎖	1991	1,660	○	28
219-2	旧養老中学校（倉庫1）	養老	閉鎖	1991	26	○	28
219-3	旧養老中学校（倉庫2）	養老	閉鎖	1991	26	○	28
219-4	旧養老中学校（ボックス）	養老	閉鎖	1974	37	—	45
220	波見の里センター	養老	閉鎖	1983	346	○	36
221	旧養老教員住宅	養老	閉鎖	1973	42	—	46
222-1	波見余暇活用センター（旧波見分校校舎）	養老	閉鎖	1962	451	—	57
222-2	波見余暇活用センター（旧波見分校体育館）	養老	閉鎖	1962	188	—	57
222-3	波見余暇活用センター（旧波見分校給食室）	養老	閉鎖	1969	22	—	50
222-4	波見余暇活用センター（旧波見分校油倉庫）	養老	閉鎖	1972	2	—	47
223-1	日ヶ谷保育所（園舎） ※休園中	日ヶ谷	休止	1978	181	—	41
223-2	日ヶ谷保育所（物置） ※休園中	日ヶ谷	休止	1980	5	—	39
224-1	旧日ヶ谷小学校（校舎）	日ヶ谷	閉鎖	1972	891	—	47
224-2	旧日ヶ谷小学校（給食室）	日ヶ谷	閉鎖	1972	28	—	47
224-3	旧日ヶ谷小学校（油倉庫）	日ヶ谷	閉鎖	1972	2	—	47
計	27 施設				15,460		

目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
198-1	旧宮津市職員互助会館（母屋、離れ）	譲渡・貸付	R1.9 末で互助会館の閉鎖。跡地は、R2.3 に老朽化の著しい土蔵を解体する条件付で一般競争入札を実施したが不調となった。引続き先着順売却を進めるとともに、民間貸付も並行して検討する。
198-2	旧宮津市職員互助会館（倉庫）	譲渡	（同上）
198-3	旧宮津市職員互助会館（土蔵）	譲渡	（同上）
199	旧宮津市公設市場	譲渡	H29.3 末で公設市場の閉鎖。R2.2 に跡地の有効活用事業者を選定する公募型プロポーザルを実施し、R2.3 に現状のまま土地建物を有償譲渡した。
200	旧労働会館	除却	R1.10 末で施設閉鎖。跡地活用は、建物の除却費は市が負担する前提で、島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査を行う。
201	旧宮津市立図書館	除却	H29.11 末の図書館移転に伴い施設閉鎖。跡地活用は、建物の除却費は市が負担する前提で、島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査を行う。
203	櫻山公園内公衆便所	除却	廃止施設のため、計画的に除却する。
204	旧前尾記念文庫（中央公民館宮津分館）	用途転用	H29.11 末の図書館移転に伴い施設閉鎖。跡地活用は、新耐震の建物であり継続使用が可能なことから、他の公共目的への用途転用を検討する。島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査に関連し、歴史資料館の移転先の一案とする。
205	旧福祉センター	譲渡	H31.3 末でささえあいセンターへ機能移転し施設閉鎖。現状のまま土地建物を有償譲渡することとし、R2 年度中に一般競争入札の実施を予定している。
210-1	旧上宮津小学校（校舎）	用途転用貸付	H27.3 で閉校、用途廃止。上宮津地区公民館の機能移転や、地域活性化目的での活用等で地元協議を進める。
210-2	旧上宮津小学校（倉庫）	用途転用	（同上）
210-3	旧上宮津小学校（給食室）	用途転用	（同上）
211	田井宮津ヨットハーバー（水産加工販売施設）	用途転用	田井宮津ヨットハーバー建物内の施設であり現在休止中。今後の活用は、ヨットハーバー本体の活用計画の中で検討する。
212-1	旧田井自然教育活用センター（旧校舎）	譲渡	地域活性化に資する提案を条件とする公募型プロポーザルによる民間譲渡を行う。
212-2	旧田井自然教育活用センター（体育館）	譲渡	（同上）
212-3	旧田井自然教育活用センター（倉庫）	譲渡	（同上）
213	由良幼稚園	休止・貸付 譲渡・除却	休園中の施設。用途廃止後の活用について地元協議を進める。

216-1	旧日置中学校（校舎）	用途転用 貸付	H26.3末で閉校、用途廃止。R2改修工事の上、日置地区公民館の機能移転を行い複合化する。施設の空きスペースは、引続き民間活用等を検討する。
216-2	旧日置中学校（体育館）	休止・貸付 譲渡・除却	（同上）
216-3	旧日置中学校（体育倉庫）	休止・貸付 譲渡・除却	（同上）
216-4	旧日置中学校（倉庫）	休止・貸付 譲渡・除却	（同上）
216-5	旧日置中学校（便所）	休止・貸付 譲渡・除却	（同上）
219-1	旧養老中学校（校舎）	譲渡・貸付	H29.3末で閉校、用途廃止。地元合意の上、文部科学省による「未来につなごうみんなの廃校プロジェクト」にエントリーし民間活用の提案を募集している。
219-2	旧養老中学校（倉庫1）	休止・貸付 譲渡・除却	（同上）
219-3	旧養老中学校（倉庫2）	休止・貸付 譲渡・除却	（同上）
219-4	旧養老中学校（ボックス）	休止・貸付 譲渡・除却	（同上）

目標フェーズ2（概ね5年超～10年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
202	宮津コミュニティ防災拠点施設	用途転用	浸水想定区域内であり防災倉庫は用途廃止。隣接する宮小倉庫としての活用を検討する。

目標フェーズ3（概ね10年超での実施に向けて検討）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
206-1	旧大江山スキー場（レストハウスポンプ室）	譲渡・貸付	地元自治会へ現状のまま無償譲渡する方向で進める。不調の場合は、地元費用負担での無償貸付とする。
206-2	旧大江山スキー場（レストハウス）	譲渡・貸付	（同上）
207	大江山バンガロー村	休止・貸付 譲渡・除却	休止中の施設。老朽化が著しいため、用途廃止の上、今後の活用について地元協議を進める。
208	大江山ロッジ	休止・貸付 譲渡・除却	（同上）
209-1	旧大江山スキー場（運転室1）	譲渡・除却	リフト施設の一体施設であり、用途廃止。
209-2	旧大江山スキー場（監視室1）	譲渡・除却	（同上）
209-3	旧大江山スキー場（運転室2）	譲渡・除却	（同上）
209-4	旧大江山スキー場（監視室2）	譲渡・除却	（同上）
214	由良農林漁業体験実習館（実習棟）	譲渡	空き施設。現状のまま譲渡する方向で進める。
215	旧府中教員住宅	譲渡	（同上）
217	旧下世屋教員住宅	譲渡	（同上）
218-1	旧世屋地区公民館	譲渡	（同上）
218-2	旧世屋地区公民館（倉庫）	譲渡	（同上）

220	波見の里センター	譲渡	(同上)
221	旧養老教員住宅	譲渡	(同上)
222-1	波見余暇活用センター(旧波見分校校舎)	譲渡	(同上)
222-2	波見余暇活用センター(旧波見分校体育館)	譲渡	(同上)
222-3	波見余暇活用センター(旧波見分校給食室)	譲渡	(同上)
222-4	波見余暇活用センター(旧波見分校油倉庫)	譲渡	(同上)
223-1	日ヶ谷保育所(園舎)	休止・貸付 譲渡・除却	休所中の施設。老朽化が著しいため、用途廃止後の活用について地元協議を進める。
223-2	日ヶ谷保育所(物置)	休止・貸付 譲渡・除却	(同上)
224-1	旧日ヶ谷小学校(校舎)	休止・貸付 譲渡・除却	空き施設。現状のまま譲渡する方向で進める。
224-2	旧日ヶ谷小学校(給食室)	休止・貸付 譲渡・除却	(同上)
224-3	旧日ヶ谷小学校(油倉庫)	休止・貸付 譲渡・除却	(同上)

(10) 児童遊園

- ・児童遊園について、公共建築物に準じて次のように再編方針を定める。
- ・少子化に伴い施設利用者が減少していることを踏まえ、次のとおり施設の集約を進める。集約する施設には、子育ての地域の拠点となるよう定期的な遊具の更新等を行う。
- ・集約化する施設以外の児童遊園は、老朽化した遊具を随時撤去しながら廃止を検討する。
- ・廃止後の跡地活用については、公民連携など有効な利活用に努める。それまでの間は、老朽化した遊具を撤去した上で、現状での地元活用を検討する。
- ・なお、借地については、土地所有者と返還に向けた協議を進める。

<地区別の再編方針>

地区	再編方針
宮津地区	八幡児童遊園※、滝上児童公園に集約
上宮津地区	旧上宮津小学校の一部に集約
栗田地区	小寺公民館、小田宿野公民館、矢原児童遊園※、獅子児童遊園※へ集約
由良地区	旧由良小学校の一部に機能集約
吉津地区	須津公園へ集約
府中地区	府中公園及び府中ふれあい広場※に集約
日置地区	日置地区内の公共用地に機能集約
養老地区	旧養老中学校の一部に機能集約

※・・・八幡児童遊園、矢原児童遊園、獅子児童遊園、府中ふれあい広場は、現状のまま維持する施設であるため、以下の対応方針は記載しない。

目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
1	浜公園	除却・譲渡等	他の施設に集約。公民連携など有効な利活用に努める。それまでの間は、老朽化した遊具を撤去した上で、現状での地元活用を検討する。
2	亀ヶ丘児童遊園	除却・譲渡等	
3	京街道児童遊園	除却・譲渡等	
4	波路町児童遊園	除却・譲渡等	
5	波路児童遊園	除却・譲渡等	
6	問屋町児童遊園	除却・譲渡等	
7	旭が丘児童遊園	除却・譲渡等	
8	第2旭が丘児童遊園	除却・譲渡等	
9	鳥が尾第1児童遊園	除却・譲渡等	
10	天神児童遊園	除却・譲渡等	
11	新宮児童遊園	除却・譲渡等	
12	夕ヶ丘児童遊園	除却・譲渡等	
13	岩ヶ鼻児童遊園	除却・譲渡等	

目標フェーズ2（概ね5年超～10年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
14	漁師町(消防車庫横) ※借地	除却	他の施設に集約。借地のため土地所有者と返還に向けた協議を進める。
15	百合が丘児童遊園 ※借地	除却	
16	中津児童遊園 ※借地	除却	
17	鏡ヶ浦児童遊園 ※借地	除却	
18	港児童遊園 ※借地	除却	
19	日置浜児童遊園 ※借地	除却	

V. 施設再編の効果

対象施設について、現在の施設規模のまま維持し続ける場合を想定した「単純更新パターン」と、再編を行った「再編パターン」を試算し、それぞれの修繕・更新（概算事業）費計を比較した差異を効果額として把握する。

各パターンにおいて推計を行うにあたり、次ページ以降で示す大規模改修、更新に係る周期・単価に基づき、現在の施設規模で大規模改修、更新を行った場合の修繕・更新（概算事業）費を試算する。

修繕・更新（概算事業）費は直接工事費による試算であり、仮設費等の諸経費は含んでいない。

試算期間は再編方針の策定から30年間（2020～2049年）とする。

後述の前提条件、内容に基づき試算した結果は下表の通りである。単純更新パターンでの30年間修繕・更新（概算事業）費計は約765.7億円（25.5億円／年）となり、一方、再編パターンでは約529.0億円（17.6億円／年）、効果額は約236.7億円（7.9億円／年）と試算された。

【効果額の試算結果】

	10年間(2020～2029) 修繕・更新費計(億円)	30年間(2020～2049) 修繕・更新費計(億円)
単純更新パターン ①	281.0	765.7
再編パターン ②	211.4	529.0
効果額 (①-②)※1,2	69.5	236.7

※1 小数点以下第2位を四捨五入をしているため、端数が合わない場合があります
 ※2 上記金額は直接工事費による試算であり、仮設費等の諸経費は含んでいません

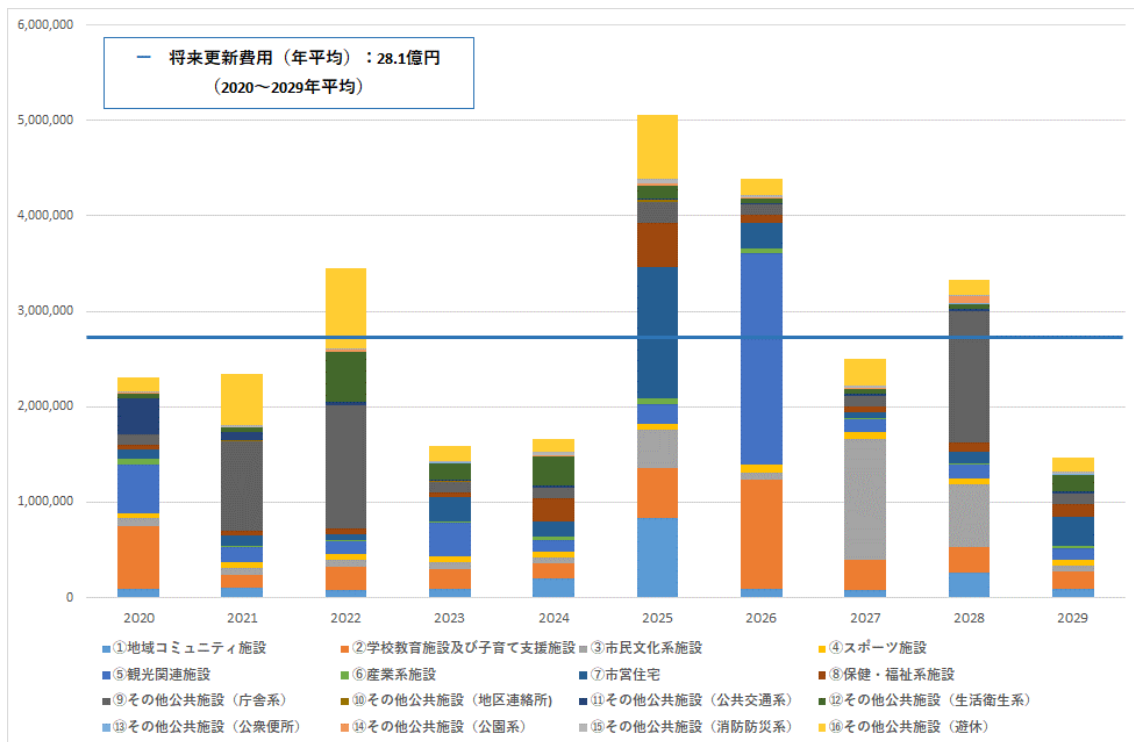
【削減面積の試算結果】

	10年間(2020～2029) 延床面積(万㎡)	30年間(2020～2049) 延床面積(万㎡)
単純更新パターン ①	14.1	14.1
再編パターン ②	11.9	9.9
効果額 (①-②)※	2.2 (15%削減)	4.2 (30%削減)

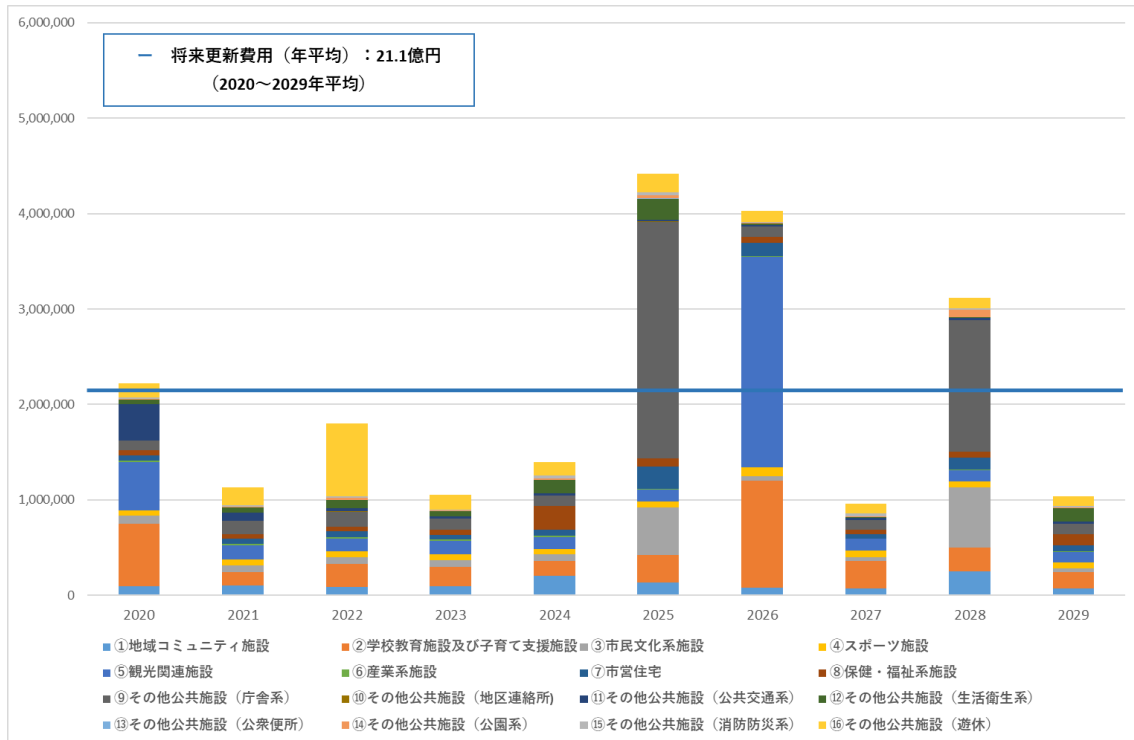
※ 小数点以下第2位を四捨五入をしているため、端数が合わない場合があります

1. 10年間の再編パターンの試算結果による効果

10年間の単純更新パターンの試算結果は以下の通りです。…①



10年間の再編パターンの試算結果は以下の通りです。…②



10年間の単純更新パターンの内訳は以下の通りです。…①

(億円)

	維持管理 修繕	改修	解体 更新	小計	消費税	合計
地域コミュニティ施設	7.5	2.7	7.6	17.8	1.8	19.6
学校教育系施設及び子育て支援施設	11.2	8.9	14.5	34.7	3.5	38.2
市民文化系施設	6.2	5.4	14.1	25.7	2.6	28.2
スポーツ施設	5.4	0.0	0.5	5.8	0.6	6.4
観光関連施設	11.4	22.4	3.3	37.1	3.7	40.8
産業系施設	1.3	0.0	1.3	2.6	0.3	2.9
市営住宅	3.3	2.6	19.8	25.7	2.6	28.2
保健・福祉系施設	4.4	2.3	4.9	11.5	1.2	12.7
その他公共施設（庁舎系）	9.6	11.6	19.6	40.9	4.1	44.9
その他公共施設（地区連絡所）	0.2	0.0	0.2	0.4	0.0	0.4
その他公共施設（公共交通系）	1.7	4.1	0.0	5.8	0.6	6.3
その他公共施設（生活衛生系）	4.5	7.7	2.0	14.3	1.4	15.7
その他公共施設（公衆便所）	0.1	0.0	0.1	0.3	0.0	0.3
その他公共施設（公園系）	0.6	0.3	0.8	1.6	0.2	1.8
その他公共施設（消防防災系）	0.7	0.5	0.8	2.0	0.2	2.2
その他公共施設（遊休）	12.8	8.3	8.2	29.3	2.9	32.2
合計	80.8	76.9	97.8	255.4	25.5	281.0

10年間の再編パターンの内訳は以下の通りです。…②

(億円)

	維持管理 修繕	改修	解体 更新	小計	消費税	合計
地域コミュニティ施設	6.9	2.7	1.2	10.8	1.1	11.9
学校教育系施設及び子育て支援施設	10.8	8.9	12.2	31.9	3.2	35.1
市民文化系施設	5.2	5.4	4.0	14.6	1.5	16.1
スポーツ施設	5.4	0.0	0.5	5.8	0.6	6.4
観光関連施設	11.1	22.4	0.5	34.0	3.4	37.4
産業系施設	1.0	0.0	0.1	1.1	0.1	1.2
市営住宅	3.3	0.0	4.7	8.0	0.8	8.8
保健・福祉系施設	3.9	2.2	1.4	7.5	0.7	8.2
その他公共施設（庁舎系）	9.6	11.6	22.5	43.7	4.4	48.0
その他公共施設（地区連絡所）	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2
その他公共施設（公共交通系）	1.7	4.1	0.0	5.8	0.6	6.3
その他公共施設（生活衛生系）	3.2	1.9	2.0	7.1	0.7	7.8
その他公共施設（公衆便所）	0.1	0.0	0.1	0.2	0.0	0.2
その他公共施設（公園系）	0.5	0.3	0.8	1.6	0.2	1.8
その他公共施設（消防防災系）	0.7	0.4	0.6	1.7	0.2	1.9
その他公共施設（遊休）	11.0	5.0	2.3	18.3	1.8	20.1
合計	74.5	64.9	52.8	192.2	19.2	211.4

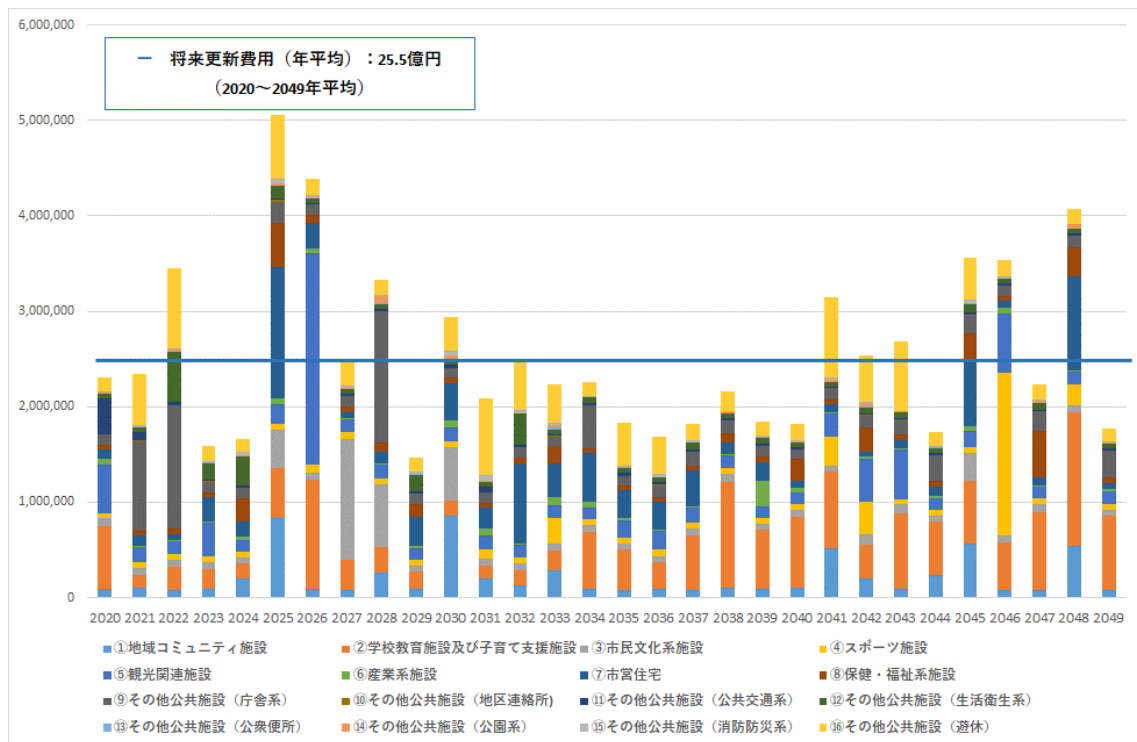
10年間の再編パターンの効果額の内訳は以下の通りです。…①-②

(億円)

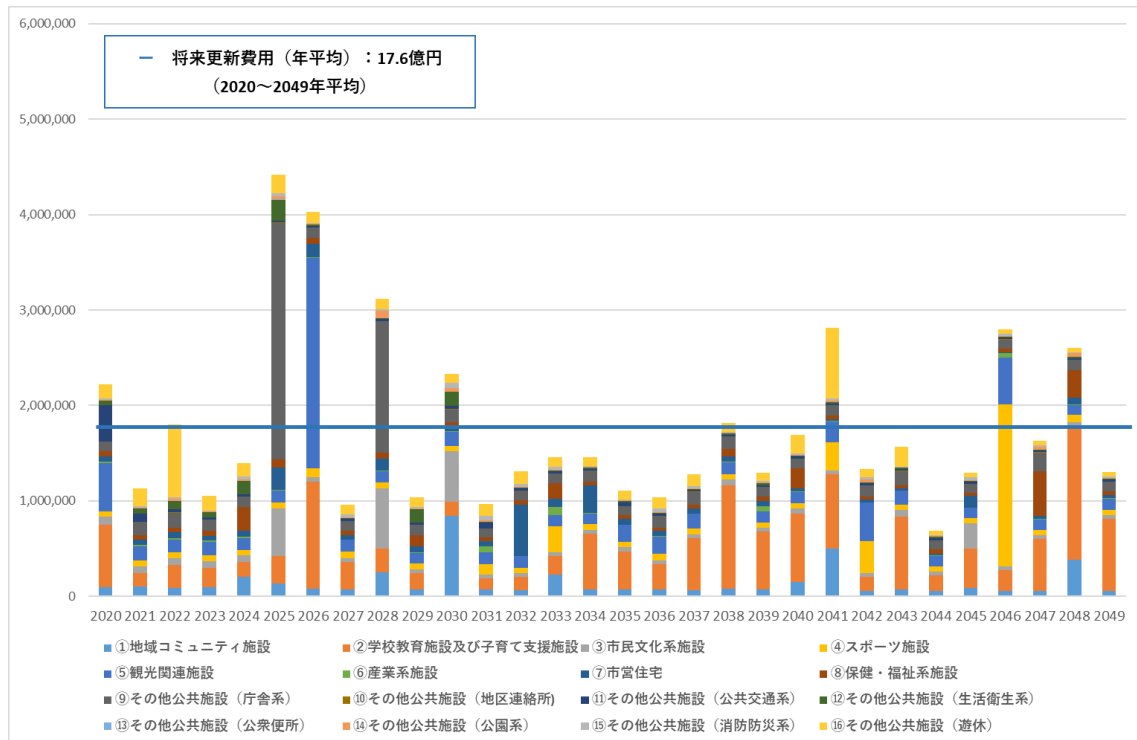
	維持管理 修繕	改修	解体 更新	小計	消費税	合計
地域コミュニティ施設	0.55	0.00	6.43	6.99	0.70	7.69
学校教育系施設及び子育て支援施設	0.43	0.00	2.37	2.81	0.28	3.09
市民文化系施設	0.93	0.00	10.07	11.01	1.10	12.11
スポーツ施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
観光関連施設	0.31	0.00	2.80	3.11	0.31	3.42
産業系施設	0.31	0.01	1.24	1.56	0.16	1.72
市営住宅	-0.04	2.61	15.11	17.68	1.77	19.44
保健・福祉系施設	0.50	0.07	3.51	4.08	0.41	4.49
その他公共施設（庁舎系）	0.04	0.00	-2.86	-2.83	-0.28	-3.11
その他公共施設（地区連絡所）	0.02	0.00	0.18	0.19	0.02	0.21
その他公共施設（公共交通系）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他公共施設（生活衛生系）	1.34	5.83	0.01	7.18	0.72	7.89
その他公共施設（公衆便所）	0.04	0.00	0.09	0.13	0.01	0.15
その他公共施設（公園系）	0.02	0.00	-0.02	0.00	0.00	0.00
その他公共施設（消防防災系）	0.01	0.07	0.19	0.27	0.03	0.30
その他公共施設（遊休）	1.79	3.35	5.87	11.01	1.10	12.11
合計	6.24	11.94	45.00	63.19	6.32	69.51

2. 30年間の再編パターンの試算結果による効果

30年間の単純更新パターンの試算結果は以下の通りです。・・・①



30年間の再編パターンの試算結果は以下の通りです。・・・②



30年間の単純更新パターンの内訳は以下の通りです。…①

(億円)

	維持管理 修繕	改修	解体 更新	小計	消費税	合計
地域コミュニティ施設	22.3	15.5	21.0	58.8	5.9	64.7
学校教育系施設及び子育て支援施設	33.6	22.5	84.6	140.8	14.1	154.8
市民文化系施設	18.6	11.6	15.2	45.4	4.5	50.0
スポーツ施設	16.0	0.0	24.1	40.1	4.0	44.1
観光関連施設	34.3	23.6	16.8	74.7	7.5	82.2
産業系施設	3.8	1.7	5.2	10.8	1.1	11.9
市営住宅	9.8	15.4	54.1	79.4	7.9	87.3
保健・福祉系施設	13.2	4.7	16.3	34.2	3.4	37.7
その他公共施設（庁舎系）	29.0	13.1	27.5	69.6	7.0	76.6
その他公共施設（地区連絡所）	0.6	0.1	0.2	0.9	0.1	1.0
その他公共施設（公共交通系）	5.1	4.1	0.7	9.9	1.0	10.9
その他公共施設（生活衛生系）	13.7	10.6	2.9	27.2	2.7	29.9
その他公共施設（公衆便所）	0.4	0.1	0.4	0.9	0.1	1.0
その他公共施設（公園系）	1.7	0.8	1.9	4.3	0.4	4.8
その他公共施設（消防防災系）	2.1	1.3	2.5	5.9	0.6	6.5
その他公共施設（遊休）	38.4	12.4	42.2	93.0	9.3	102.4
合計	242.6	137.6	315.9	696.1	69.6	765.7

30年間の再編パターンの内訳は以下の通りです。…②

(億円)

	維持管理 修繕	改修	解体 更新	小計	消費税	合計
地域コミュニティ施設	18.1	11.3	9.4	38.8	3.9	42.7
学校教育系施設及び子育て支援施設	30.1	21.2	71.1	122.4	12.2	134.6
市民文化系施設	12.9	11.6	4.7	29.2	2.9	32.1
スポーツ施設	15.8	0.0	22.8	38.6	3.9	42.5
観光関連施設	31.3	23.2	9.3	63.8	6.4	70.2
産業系施設	2.0	1.0	1.2	4.1	0.4	4.6
市営住宅	8.0	6.4	9.0	23.4	2.3	25.8
保健・福祉系施設	10.2	2.6	10.7	23.6	2.4	25.9
その他公共施設（庁舎系）	27.4	12.5	24.6	64.5	6.5	71.0
その他公共施設（地区連絡所）	0.4	0.0	0.1	0.5	0.1	0.6
その他公共施設（公共交通系）	5.1	4.1	0.7	9.9	1.0	10.9
その他公共施設（生活衛生系）	5.2	1.9	3.4	10.5	1.1	11.6
その他公共施設（公衆便所）	0.2	0.0	0.1	0.2	0.0	0.2
その他公共施設（公園系）	1.6	0.8	1.8	4.1	0.4	4.5
その他公共施設（消防防災系）	2.0	1.1	2.3	5.5	0.5	6.0
その他公共施設（遊休）	24.0	5.5	12.2	41.7	4.2	45.9
合計	194.1	103.3	183.5	480.9	48.1	529.0

30年間の再編パターンの効果額の内訳は以下の通りです。…①-②

(億円)

	維持管理 修繕	改修	解体 更新	小計	消費税	合計
地域コミュニティ施設	4.21	4.19	11.59	20.00	2.00	21.99
学校教育系施設及び子育て支援施設	3.51	1.33	13.52	18.37	1.84	20.21
市民文化系施設	5.69	0.00	10.54	16.23	1.62	17.85
スポーツ施設	0.27	0.00	1.24	1.51	0.15	1.66
観光関連施設	3.03	0.44	7.47	10.95	1.09	12.04
産業系施設	1.84	0.76	4.05	6.65	0.67	7.32
市営住宅	1.85	8.98	45.10	55.94	5.59	61.53
保健・福祉系施設	2.97	2.07	5.62	10.66	1.07	11.73
その他公共施設（庁舎系）	1.57	0.65	2.91	5.13	0.51	5.64
その他公共施設（地区連絡所）	0.13	0.12	0.17	0.42	0.04	0.46
その他公共施設（公共交通系）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他公共施設（生活衛生系）	8.45	8.64	-0.48	16.62	1.66	18.28
その他公共施設（公衆便所）	0.25	0.07	0.33	0.65	0.06	0.71
その他公共施設（公園系）	0.09	0.00	0.15	0.24	0.02	0.26
その他公共施設（消防防災系）	0.09	0.19	0.19	0.47	0.05	0.52
その他公共施設（遊休）	14.45	6.88	30.01	51.35	5.13	56.48
合計	48.41	34.34	132.43	215.17	21.52	236.69

VI. 今後の取組について

1. 推進体制

(1) 全庁的な体制

本再編方針及び別途作成する公共建築物（都市公園を含む）に関する長寿命化計画に基づく計画的なマネジメントを推進するため、公共施設マネジメント庁内検討会議を最上位の組織とし、公共施設マネジメント作業部会を継続的に運営するとともに、公共施設再編方針に沿った公共施設個別施設計画の策定に合わせた組織を適宜設置し、庁内で横断的な連携を図るための組織づくりを進める。また、必要に応じて個別事業の検討体制を整える。

(2) 庁内の役割分担

- ① 公共施設マネジメント担当部署（企画財政部財政課）
再編方針の推進役として、公共施設マネジメント全体の進捗管理や個別事業間の調整を担う。
- ② 施設所管課
再編方針に基づき、公共施設のあり方を見直すとともに、個別事業の実施主体となり、公共施設の維持・改修を進める。
- ③ 総合計画担当部署（企画財政部企画課）
総合計画の実施計画やまちづくりのあり方の検討にあたり、公共施設マネジメント担当との連携を図りながら、将来にわたり安定した自治体経営に努める。
- ④ 民間へのサウンディング担当部署（企画財政部財政課）
民間へのサウンディングを実施し、民間活用を図る。

(3) 第三者検討会議による推進体制

全庁的な体制に加え、学識者・市民等の第三者による検討会議を毎年度開催し、再編方針に関し進捗・施設状況等を情報開示の上、幅広い見識等からご意見をいただき、その結果を踏まえて、市が必要に応じ方針の見直しを行う。

2. 再編に係る事業計画情報等の共有化

施設所管課との連携のもと、再編時に収集したデータを庁内で共有するとともに、各所管課で実施される個別施設の事業計画情報を公共施設マネジメント担当部署に集約し全体最適に向けた検討を行う。

3. 課題共有と公共施設マネジメントへの理解の醸成

再編方針を推進するためには、市民と行政が現状や課題を共有し、公共施設マネジメントの必要性を理解した上で進める必要がある。そのためには、取組を広報・ウェブサイト等へ掲載するとともに、地元説明による積極的な情報提供を行い、市民の合意形成を図りながら、見直しを進めていく。

また、庁舎の建て替えのような全市的課題をはじめとした重要な課題については、特に広く意見を聴取するものとする。

4. 公共施設マネジメント

施設の修繕・更新及び新規整備を行う際は個別施設計画を策定するとともに、具体の事業化にあたっては既存公共施設・民間施設の有効活用、民間資金・民間手法の活用として、PPP/PFIを事業手法の選択肢に入れて検討していくこととする。

集約化（統合・整理）、老朽化等により廃止、または今後も利活用見込みのないと判断された施設については、地域の安全面から優先順位を図り解体撤去を行う。

また、併せて、広域連携（共同設置、相互使用、機能分担）の視点で、自治体間で有効活用を図ることを検討していく。

5. PDCAサイクルによる進行管理

公共施設再編方針に基づき施設の再編を確実に推進していくため、個別施設計画の策定、個別事業計画の立案、事業の実施、進捗状況の確認・効果検証、取組内容の改善・見直しの各プロセスにおいてPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを機能させる仕組みやルールづくりを関連部署と連携のもとに進める。

なお、年度毎にその進捗状況を議会に報告するとともに、市ホームページ等で市民との情報共有を図る。

【宮津市公共施設再編方針書策定経過】

◆市議会への報告

- 令和2年3月27日 全員協議会で再編方針書（案）の説明
- 令和2年9月1日 全員協議会で市の検討・結果及び修正案（9/2 検討会議資料）の説明
- 令和2年10月2日 全員協議会で再編方針書の策定報告

◆住民等への広報

広報誌みやづ4月号と6月号に特集記事掲載

◆パブリックコメントの実施

- ・実施案件 宮津市公共施設再編方針書（案）について
- ・実施期間 令和2年4月6日～令和2年7月28日

◆市民説明会及び個別説明会の開催

市主催の市民説明会を3会場で、地域・団体の要望に応じた個別説明会を7会場で開催し、再編方針書（案）の説明及び質疑応答を行った。全体で延べ250人の参加者があった。

<市民説明会>

会 場	日 時	参加者数
みやづ歴史の館	7月17日（金）19時～20時30分	38人
栗田地区公民館	7月18日（土）10時～11時30分	10人
府中地区公民館	7月18日（土）14時～15時30分	13人
計		61人

<個別説明会>

地域・団体	会 場	日 時	参加者数
宮津市文化団体協議会	みやづ歴史の館	6月30日（火） 20時30分	30人
日置地区	日置小学校体育館	7月22日（水） 19時～20時30分	45人
世屋地区	世屋地区公民館	7月27日（月） 19時～20時30分	13人
上宮津地区	上宮津地区公民館	8月3日（月） 19時30分～21時	35人
新日本婦人の会宮津支部	防災拠点施設	8月4日（火） 14時30分～16時	13人
宮津会館の存続と歴史資料館の再開を求める会	防災拠点施設	8月4日（火） 19時30分～21時	24人
由良の公衆トイレを守る会	由良地区公民館	8月6日（木） 10時～11時30分	29人
計			189人

◆学識経験者等による検討会議の開催

市民説明会、個別説明会及びパブリックコメントにおいて住民、地元及び関係団体等からいただいた多くのご意見を踏まえて、市で取りまとめた検討・結果及び修正案について、学識経験者、関係団体、公募委員等の委員に、幅広い見識等からご意見いただくことを目的に開催した。

- ・開催日時 令和2年9月2日 17時～19時45分
- ・場所 宮津市福祉・教育総合プラザ第1コミュニティルーム
- ・議事
 - 1 意見集約の結果報告
 - (1) 市民説明会及び個別説明会の開催結果
 - (2) パブリックコメントの実施状況
 - 2 市の検討・結果に係る意見交換
 - (1) 全体総括
 - (2) 意見のあった主な施設（宮津会館、保育所（上宮津・日置）、日置診療所、児童遊園、安寿の里もみじ公園、公衆便所）
- ・委員

区分	氏名（敬称略）	所属団体等
学識経験者	谷口 知弘	福知山公立大学地域経営学部地域経営学科 教授
	尾上 亮介	舞鶴工業高等専門学校建設システム工学科 教授
関係団体	岩田 光雄	宮津市自治連合協議会 会長
	黒岡 芳子	宮津市地域女性の会 会長
公募委員	松林 晋吾	市内在勤
	神田 潔	市内在住
	橋本 豊	市内在住
	吉田 雅典	市内在住
行政職員	今井 真二	宮津市副市長

宮津市企画財政部財政課資産活用係

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345-1

TEL 0772-22-2121(代表)

0772-45-1611(直通)

E-mail: zaisei@city.miyazu.kyoto.jp